

第百十二回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 九 号

昭和六十二年四月十五日(金曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 戸沢 政方君

理事 逢沢 一郎君 理事 井出 正一君

理事 今枝 敬雄君 理事 太田 誠一君

理事 保岡 興治君 理事 坂上 富男君

理事 中村 巖君 理事 安倍 基雄君

赤城 宗徳君 理事 稲葉 修君

上村 千一郎君 片岡 武司君

木部 佳昭君 佐藤 一郎君

塩川 正十郎君 塩崎 潤君

杉浦 正健君 武村 正義君

松野 幸泰君 宮里 松正君

稲葉 誠一君 山花 貞夫君

渡部 行雄君 山田 英介君

安藤 巖君

出席國務大臣

法務大臣 林田修紀夫君

出席政府委員

法務大臣官房長 根來 泰周君

法務大臣官房審議官 稲葉 威雄君

法務大臣官房司法官 清水 湛君

法務省民事局長 藤井 正雄君

委員外の出席者

法務委員会調査室長 乙部 二郎君

委員の異動

四月十三日

辞任

上村 千一郎君 補欠選任 松永 光君

同日

清水 勇君 水田 稔君

辞任

補欠選任

同日

補欠選任

第一類第三号

法務委員会議録第九号

昭和六十二年四月十五日

松永 光君 上村 千一郎君  
水田 稔君 清水 勇君

同月十五日

辞任

稲葉 修君 補欠選任 武村 正義君

加藤 紘一君 片岡 武司君

宮里 松正君 杉浦 正健君

伊藤 茂君 渡部 行雄君

同日

辞任

片岡 武司君 補欠選任 加藤 紘一君

杉浦 正健君 宮里 松正君

武村 正義君 稲葉 修君

渡部 行雄君 伊藤 茂君

四月十四日

刑事施設法案の廃案に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第一三八四号)

同(中路雅弘君紹介)(第一三八五号)

同(外一件(江田五月君紹介)(第一四五五号)

同(外一件(加藤万吉君紹介)(第一四五六号)

同(外一件(中村巖君紹介)(第一四五七号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第一四八四号)

同(工藤晃君紹介)(第一四八五号)

同(柴田睦夫君紹介)(第一四八六号)

同(野間友一君紹介)(第一四八七号)

刑事施設法案反対に関する請願(瀬長亀次郎君紹介)(第一三八六号)

同(野間友一君紹介)(第一三八七号)

同(村上弘君紹介)(第一三八八号)

同(安藤巖君紹介)(第一四八八号)

同(児玉健次君紹介)(第一四八九号)

同(柴田睦夫君紹介)(第一四九〇号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第一四九二号)

刑事施設法案の早期成立に関する請願(新井将敬君紹介)(第一三八九号)

同(石川要三君紹介)(第一三九〇号)

同(浜野剛君紹介)(第一三九一号)

同(二田孝治君紹介)(第一三九二号)

同(渡部恒三君紹介)(第一三九三号)

同(天野公義君紹介)(第一四五八号)

同(井上喜一君紹介)(第一四九八号)

同(谷垣楨一君紹介)(第一四六〇号)

同(中村正三郎君紹介)(第一四六一号)

同(浜野剛君紹介)(第一四六二号)

同(深谷隆司君紹介)(第一四六三号)

同(若林正俊君紹介)(第一四六四号)

同(阿部文男君紹介)(第一四九二号)

同(岡島正之君紹介)(第一四九三号)

同(北川正恭君紹介)(第一四九四号)

同(玉沢徳一郎君紹介)(第一四九五号)

同(中曾根康弘君紹介)(第一四九六号)

同(福田勉夫君紹介)(第一四九七号)

同(谷津義男君紹介)(第一四九八号)

同(小澤潔君紹介)(第一五一八号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一五一九号)

同(佐藤孝行君紹介)(第一五二〇号)

同(田川誠一君紹介)(第一五二一号)

同(深谷隆司君紹介)(第一五二二号)

同(吹田悦君紹介)(第一五二三号)

同(宮崎茂一君紹介)(第一五二四号)

同(村岡兼造君紹介)(第一五二五号)

同(森喜朗君紹介)(第一五二六号)

は本委員会に付託された。

四月十三日

刑事施設法案の廃案に関する陳情書(名古屋市中区三の九の一の四の二寺澤弘)(第二二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二二号)

○戸沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塩崎潤君。

○塩崎委員 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案につきまして、林田大臣を初め法務省の方々に御質問をさせていただきます。

最近、御承知のように不動産価額の高騰、このような原因から、土地に対する国民の評価もますます高くなってきたところがございます。

そして、不動産登記法によるところの保護を大要期待している程度はかつてないくらいの高まり方だと思っております。

そして、御承知のように昨今はいわゆる地面師が暗躍、横行して、偽造書類等で土地をだまし取る、こんなような事例も非常に多くて、世間の方々、殊に財産を持つておられるところの人々は大変心配されているような状況でございます。

このような国民の権利保護が登記法によって必要となるときに、どうしてこのコンピュータ導入だけの改正にとどめたのか、私はその点を伺いたいと思っております。

そして、もうかつてから言われておりますように、例えば登記原因証書とかあるいは保証書の問題とか、こういった問題を整備することによって国民の権利を守っていくじゃないか、明治三十二年の片仮名のあの法律は本当にリシャッフルしてやり直す必要がある、こんなことを言われておったのですけれども、どうしてコンピュータの導入だけの改正にとどめているの

か、根本的な国民の権利保護の観点からの改正を近く行方持ちがあるかどうか、この点についてまず林田法務大臣に伺いたいと思います。

○藤井(正)政府委員 不動産に関する需要、そしてこの取引が非常に激増してまいりまして、登記所における事務が極めて繁忙をきわめてまいりました。と同時にまた、今先生御指摘のように、土地をめぐるいろいろな犯罪というものもふえてまいりまして、かえって研究を進めたいという方策として、かねてから研究を進めてまいりましたコンピュータ化をいよいよ実行に移せる段階になりましたので、今回の法律案を提出させていただいたわけでございますが、日本司法書士会連合会の方からは、この改正の際にあわせて登記制度そのものにつきましてもいろいろな改正の御提案がございます。

その点につきましては私どもの方でいろいろと協議をさせていただいているわけでございますが、私どもの方から見ましてそういう改正を実施することが可能なものもございまして、また、大変難しいものもございまして、あるいは今後さらに検討を要する問題もございまして、そういう点がいずれございまして、とりあえず現在改正の組上りのせることが可能なものにつきましましては、コンピュータ化に関する改正のほかこれに加えたわけでございまして、なお検討を要するものにつきましては今後の課題として残したという現状でございます。

○塩崎委員 今民事局長からお話がありましたところで、いろいろ改正意見がある。特に国民の権利保護の見地からの改正意見がある。残されたと言われたいけれども、これを大臣ひとつ早目にやっていたことが非常に重要なことだと私は思うのです。とにかく、地面師の横行だのというようなことは今ほどひどい時代はないと思うのです。そしてまた、時々司法書士の人々がいろいろ犠牲を負い、苦勞をされていることなんかを見ますと、どうしても早目に、登記原因証書とかあるいは保証書の問題等、もう古くから言われておる問題、これはひとつ早目に改正していただけたら

問題、これはひとつ早目に改正していただけたらなか。そして私は、コンピュータの改正だけで、今権利保護に役立つというふうなお話もありましたが、それは迅速にいく点は確かにそうだろうと思ひます。しかし、正確とかいうようなことになると、私は、まだまだコンピュータ化だけでは足りない、やはり権利保護の方がより大事ではないかと思ひますが、近いうちに不動産登記法の改正を期待していかどうか、これは林田法務大臣から少し政治的な答弁をひとつ伺いたいと思ひます。

○林田法務大臣 登記が非常に重要になってきておりますことは、先生も御指摘のとおりでございます。

そこで、今回の法律改正は、昭和六十一年に電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律という法律を通していただきまして、それに基づきまして政令で審議会を設置いたしまして、そしてまた電子情報処理組織による登記事務をどういうふうな処理にしたいかという問題について審議をいたしたいわけであります。それで、その結果に基づきまして今回の法律改正を行うことになった次第でございます。また、登記の根本的な問題につきましまして、登記の必要のあることはよく承知をしております。また、目司連の方からもいろいろそれにつきまして示唆の多い御意見を承っておりますので、とりあえずコンピュータ化を進めてまいりまして、さらに法改正をもっと根本的な問題についてまで行っていくことに努めてまいりたい、かように存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○塩崎委員 私は今の大臣の御答弁で、国民の権利保護のための制度改正、これはもう早急に行われる、こういうふうな期待をしていきたいと思います。でございまして、例えば今度の改正法を見ましても、まだまだこれで本当に国民の権利が保護されるかどうか、心配な点がございまして、大体それも明治三十二年の片仮名の法律で、とにかく授權

立法みたいところが多くて、どのように表現されるかというところは依然として法務省令なんかで任されているような点が多いのです。だから、戦後の新憲法時代の法律とは少し体制も違っておりまして私思ひます。

例えばコンピュータの記録として登記事項がそのまま移行するのだけれども、かつての歴史はどのように残るのか。これはもう登記権利者は大変心配をされていると思います。取引をする者は、今までは登記簿に残された歴史で果たしてこれが正常なる権利であるかどうかというように、これが判断してまいりましたが、今度は過去の登記の歴史、これあたりをどのようにコンピュータで残されていくのか。コンピュータは現況だけの証明書しか出なくて、歴史はまた閉鎖登記簿をもう一つ要求しなければいけません。二重手間になるので、これはもうな心配を保持するものから、この点について民事局長の御意見を承っておきたいと思ひます。

○藤井(正)政府委員 現在の簿冊の登記簿からコンピュータ登記簿へ移行する範囲につきましては法務省令で定めることになっておりますが、この種の登記簿の移行につきましては、現在の法制におきましても、登記用紙を改める際には現に効力を有する事項を移記する、こういう建前になっております。それと同様な考え方を今回もとらせていただきたいと思います。

ただ、過去の履歴のうち土地の表題部における地目、地積などにつきましては過去の履歴も移行するというのが考え方としては考えられております。移行されない過去の履歴事項につきましては、これは簿冊のまま残しまして、閉鎖登記簿として保存をいたします。今回の改正におきましては、閉鎖した登記簿の保存期間につきましても改正を加えて、この期間を長期化することにしたのでございまして、その点の手当ても考えているところでございます。

○塩崎委員 私どもが心配いたしますのは、コンピュータ化でかえって手数がふえ、あるいは隣

本の手数料が余計にかかったりすることがないように、今のお話、ちょっと不明確でしたけれども、その点をどうなっているかというふうな聞いていただけてございまして、コンピュータ化したために金が余計かかるようになった、こんなことはありませんか。

○藤井(正)政府委員 コンピュータ登記簿には現に効力を有する事項のみを移記いたしますので、過去の履歴について知りたい方の場合には、コンピュータ登記簿から出された登記事項証明書のほか閉鎖登記簿の簿本をとっていただく必要がございまして、その限りにおきましては御負担がふえるということになるわけでござい

ただ、移行に当たりましてこのように現に効力を有する事項のみに原則的に限定をさせていただきます。移行作業が極めて膨大でございまして、登記簿のすべての事項を移行いたしますと、それに要する経費も労力も、そしてまた期間も膨大なものとなりまして、迅速なコンピュータ化への進行が阻害されることにもなります。また、移行経費の面で国民全体の御負担がふえるということにもなりますので、その辺のことを兼ね合わせて考えさせていただいたところでござい

○塩崎委員 今のお話では少し手数料等がふえる御答弁でしたが、私はやはり国民が一番関心を持つ登記簿簿本等は、負担がコンピュータ化でふえるというふうなことはまずいと思うのです。先般登録税も五〇%課税標準額を上げるというふうなことで、これが登記登録のマイナスの方向に働かないか。やはり登記は喜んでさして、そして国民の権利を保護していくというふうなことを考えますと、先般も、地価対策として大都市等についての負担の増加はわかりましたけれども、登記登録税まで上がっていったことを考えれば、これは負担が大きくなりましてはしませんが、これは負担が大きくなりましてはしませんが、

○稲葉政府委員 先生の御指摘ももっともでございますが、現行の制度のもとにおきましても、

登記簿を改製する際には、現に効力を有する事項

だけを移記するという事になっていくわけですが、これは最大多数の最大幸福という考え方でございまして、最も問題になるのは現在の権利関係である。あと、それはもちろん先生御指摘のように、全部を移記すればそれはそれなりに役に立つことではありますけれども、それがむだになるケースもかなりあるわけではあります。それはだれの負担に帰するかという、結局は、このケースの場合でございまして、登記特別会計で負担する、手数料を持つていく人たちの負担に帰す。結局国民の負担に帰すという事になるわけにございまして、大乗的見地からそういうふうにしていただきたいというふうに思っております。それは現行の制度にもマッチする。ただし、先ほど局長からも申し上げましたように、そういう非常に利用が多いというような事項につきましては、これはできるだけコンピュータにも移すという事で考えてまいりたいというふうに思っております。

○塩崎委員 この点はまた別途にいろいろ御検討を願わすことにして、そこで、せっかくコンピュータ化されるわけで、この際、私は権利保護の核心である登記原因証書、このあたりをうまく整備して、コンピュータの中に入り取り込むというようなことができなかったのかどうか。今の登記原因証書については、いろいろの考え方があつた。人によつてはこれよりも申請書副本でいいのだというようなことを言われることがありますが、けれども、最近の権利証の偽造の状態等を考えたとき、やはり登記原因証書というのは非常に重要なものだと思ふのです。コンピュータ化したらこれがどういうふうになるのか、私はこの点を伺いたい。コンピュータ化の際にこの登記原因証書あるいは申請書の副本、こういった印鑑の証明等に絡むところの国民の権利保護の不動産登記法におけるこの制度を全面的に見直すべきだと思ふのですけれども、この点についてどう考えておられるのか、ひとつ伺いたいと思ふ。

います。

○藤井(正)政府委員 登記原因証書は、これを用いて登記済み証をつくるその素材となるという機能を果たしておるわけではあります。今回の改正の過程で、コンピュータを用いて登記した場合には登記済み証をどういう形でつくるかという点についてはいろいろ議論があり、また御意見もございましたが、当面は、従来の登記済み証の作成のやり方、これを維持していくという考え方でございします。したがって、登記の添付書面といったし、またその登記原因証書の添付を必要とするという仕組みも、従来の仕組みをさしたつては維持をしていくという事でございします。

○塩崎委員 私は、維持するのはわかるのですが、コンピュータ化していく際に、登記原因証書でうまくコンピュータの中に入り込むようなことができないかどうかが、そのためには登記原因証書という制度の根本まで見直さなければならぬという考えが、私には、それは非常に大事な登記原因証書に関する権利保護のための制度だと思ふのです。で、そういうことが考えられなかったかどうか。そして、今後どういうふうな考えでいかれるのか。今後の根本改正は、この登記原因証書はどう持つていくか。申請書の副本だけで足りるという話もある。申請書が、それでも足りないという話もある。こんな問題をどういうふうな考えでいられるか。最近権利証の偽造が大変多いと聞くものですから、御意見を承りたい。

○稲葉政府委員 登記原因証書の位置づけにつきましては、先生御案内のように、民法の基本的な構造が書面主義によるわけではなくて意思主義によつていふことだから、必ず書面を要求できるかどうかという問題があるわけではあります。それとともに、登記済み証の作成の手段として、いわば現行法では原因証書を要求しているわけではあります。原因証書と登記済み証というものが一体化しているというところの方が望ましいといふ

うことは、これもまた事実であらうと思ふ。

それとともに、コンピュータの中へ原因証書の種類等をインプットするということは、先ほど申し上げたような原因証書の位置づけというものの自体を考へない、そしてまた、原因証書がないような登記の種類についてどうするかという問題、そしてその原因証書の記載をすることがどの程度国民のために役に立つのか、そしてその原因証書の真実性を申しますか、それを担保する手段としては一体何が有効なのかという点をもっと詰めて検討しなさい、今の段階で踏み切ることにはなかなか難しいという事でございまして、そういう点を含めまして、今後とも先生の御指摘も踏まえて検討してみたいと思ふますが、そういう非常に難しい問題があるという事でございします。

○塩崎委員 最近のコンピュータの発達状況から見れば、私はインプットという事は相当考えられることだと思ふますが、これは早く根本的な改正の中で、この権利証の偽造の最大の原因となるこの面の研究をぜひともお願いしたいと思ふのでございします。

その次、同じように問題は例の保証書でございます。御承知のように、登記済み証をなくした、火事で焼けた、その際に、その登記所で登記している二人の方の保証書を持つていって、この登記済み証をも一通くり直すというふうなことでやっております。この保証書の関係はどのように考えらる。コンピュータ化との関係はどのように考えらる。ちよつと伺いたいと思ふ。

○藤井(正)政府委員 登記済み証を失つたような人でも登記ができるようにするには、保証書の制度それ自体は、これは維持しなければならぬかと思ふますが、現在の保証書の制度について見直しを要する点があることもまた事実であらうと思ふ。特に、その登記所において登記をして二人の成年者を保証人とするを要するといふのは、かつて登記した不動産を持つてい

人というのは極めて資力のある、信用のある人であるという前提のもとに成り立つていたと思ふますが、これだけ不動産所有が一般化してくるといふ現在の時点で、そういう図式は今必ずしも成り立ち得ないのではないか。

と同時にまた、地域社会も崩壊してまいりました。保証人を得ること自体がなかなか難しいという現状にもなつてきております。そこで、保証人を得るのが極めて易しいというふうな方向に持つていくわけにもまいりませんけれども、これが大変難しいという事であつてもならないわけにございまして、そのあたりのところは今後なお、どういふふうに見直していったらいいのかということについていろいろ検討を要するものがあるかと思ふ。現在の保証書制度の運用の実態などを調査する必要もございします。これを利用して国民あるいは司法書士の方々など、そういう専門家の方々の御意見も広くお聞きをして検討してまいり必要があるのではないかと思ふ。

○塩崎委員 この保証書の問題は古くから、大変不完全な危ない制度だと言われております。そして、考えてみたら相続、相続で来たような方が持つておる土地について、登記済み証などというものはあるはずがない。あつてもどこかでなくなつて、昔なぐしたに違ひないというふうなことでございします。この保証書みたいな形での再交付という事に頼つていく事例が多いのですが、ここに大変間違いが発生して、ここに私は新聞を持つてきましたが、地面師の暗躍は大抵この保証書の中で暗躍するように私は思ふのです。これは登記原因証書以上にまた考えなければならぬし、もう少し確実な人、そしてまた、登記所のその登記について法律的な知識あるいはいろいろその財産についての知識のあるような人、これの証明とかいふようなことを加えて、今は登記しておればだれでもいいというふうなことで、やはり国民の権利の保護としては極めて不十分なんじゃないでしょうか。



○塩崎委員 私は、国民のコンセンサスとは不動産登記法によってもう少し権利を守ってもらいたい、そして登記原因証書の例あるいは保証書の例を言いましたが、非常に法的には複雑で、税法を扱う税理士さんどっちが複雑で、権利関係をどう考えたらいいのか、これはやはり専門的な知識が要るものだと思うのです。これは税法なら自分で申告できるような仕組みを考えているとい

ったって、なかなか皆さん方で自分の申告でできる人はおられないのじゃないですか。私は長らく税法の勉強をやらしていただいておりますけれども、やはり特に大きな所得になり、あるいは企業のような複雑な投資関係になると、税理士みたいな人の手を経なければ到底自分の権利は守られない、こういうことだと思っております。そこで、素人ができるというのが理想だと言われたのが、私はそれは大変認識が違ふと思うのです。

先般、皆さん方の御努力で公嘱法人をつくっていただいて、司法書士法を直していただいて公嘱法人ができ、公共嘱託登記の受託促進の見地からあの法律の改正が行われた。しかし、その改正の結果を見ても、さっぱり受託促進が進んでおらぬ。実際を見ると、やはり依然として地方団体の方々や公団公社の方々が登記所へ行ったり来たり、専門家でないだけに非効率にやっておる。こんなことは私は司法書士に、せっかく皆さん方が公嘱法人しかない、公嘱法人を使ってやってく、こういうふうなことを考えるべきだと思つたのです。今の地方団体の方々あるいは公団公社の方々の不動産登記法に対する知識経験から見ても、やはり専門家の手を経なければならぬ。それはもう皆さん方が公嘱法人でそういうふうじゃないかと言われているのだ。そういう観点から見えてく

るのです。

○藤井(正)政府委員 公嘱法人がどの程度活用されているか、私も必ずしもつまびらかにしておりませんが、そういう団体が利用できるという仕組みまではつくりましたものの、地方公共団体に対してぜひこれを使ってやりなさいという

ところまで申し上げることはできないわけでございます。公嘱法人の方で積極的にみずから地位をPRし、仕事の範囲を広げていかれるように御努力をお願いしたいと思うわけでござい

ます。

登記所のサイドからいたしますと、司法書士という専門家が登記を扱っていただけることが、これは行政を円滑に進める上では最も望ましい事態でございます。何といつても非常に詳しい専門家でございまして、手続を進める上では大変結構なことでございます。したがってまた、登記制度を利用している方々のもう恐らく九割以上は司法書士に依頼をして登記を行っているというのが現実であると思つております。でございますから、司法書士の方々は現状のもとにおいてさらによろしいの職域を広げるように御努力をお願いするつもりでございます。法律でもって強制をするということ、現在の情勢のもとではちょっと国民的合意は得られない、そういうものではないのかというふうなふうに思つておる次第でございます。

○塩崎委員 最後にお願ひだけしておきます。私は、法律で強制するとはまだ言っていない。しかし、せっかく公嘱法人の法律をつくつてからその結果を見ると、だんだん受託した数が減つてきておる。六十年度の十三万五千が六十一年度十二万、そして公嘱法人が受けたのが半分以下というふうなことを考えれば、ここでこれしかないというふうな言われたことを私は思ひ出すのですが、やはり法務省が、こういう公嘱法人ができた、したがって登記の効率化そして権利の確実性のためにうんとこれを使つてくれ、利用してくれというふうなキャンペーンはひとつやっていただきたい、そして地方団体や公団公社も公嘱法人を利用するところの予算の計上ぐらゐなことは皆さん方の方でひとついろいろと御指導を賜つて、せっかくつくつた公嘱法人がまたやり直さなければならぬということでは、大変当初の改正意図と違ひますから、私はこの点だけひとつお願いして、私の

時間がなくなりましたので、質問を終わらせていただきます。と思ひます。

○戸沢委員長 渡部行雄君。

○渡部(行)委員 まず最初に大臣にお伺ひいたしますが、法律というものは国民のためにあるのか、それとも裁判官や弁護士や法律学者その他のいわゆる法律専門家等のためにあるのか、その辺について大臣のお答えをお願いいたします。

○林田国務大臣 もう先生よく御承知のように、法律はいかにしてできたかと申しますと、一般の国民がいかにして市民としての権利義務を主張するようになりまして、王権に対する反抗から法律ができてきたわけでございまして、やはり法律というものは国民の権利義務を明確にし、また権利を守るためにあるものである、こういうことであるかと存じます。

○渡部(行)委員 国民のためにあるとはつきり答えてもらいたいのですがね。どうもいろいろお飾りがついて、国民から見たらどつちのためにあるのかまだちょっとわからないのですが、はっきり言つてくださいます。

○林田国務大臣 国民のためにあるものであるというところでございまして。

○渡部(行)委員 そこで、日本は民主主義国家になつて、つまり民主憲法が施行されて既に約四十年も経過しているわけでありまして、法文を見ますと、いまだにその大半が文語体で片仮名文字と専門用語で成文されたままになっているわけでありまして、今、この条文を義務教育を修了した人ではとても読めない。それどころか、大学を卒業されても法科を専攻した人でないとなかなかわからない。こういうふうな状態で、果たして国民のためにあると言えらるうか。私は、一定の専門家のためにあるような気がしてなりません。このように難解な法典体制というものをひとつ民主主義国家に合うように、国民みんなが読めばわかるような条文に直すお考えはないかどうか、ここをひとつお伺ひいたします。

○林田国務大臣 仰せのように、民法とか刑法を初めといたしまして、主要な法律がなお片仮名が

非常に多いわけでございます。法制審議会におきまして、いろいろその改正につきまして議論を重ねておるわけでありまして、例えば民法におきまして親族法のようなものは平仮名に直つておるわけでありまして、今後さらに近代的な法制に直していくために努力をしていかなければならないと存じます。

実は前から法務委員会におきまして継続審議になつております刑事施設法という法案があるわけでございますが、これは監獄法と申しまして明治四十一年の片仮名の法律でございまして、ぜひ平仮名に直していきたい、かようにも存じておるわけでございまして、御支援のほどをよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

○渡部(行)委員 私の今言わんとすることは、そういう一つの法律だけでなしに、法律全般について言つておるわけですから、誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

そこで、憲法第十四条で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたつてあるように、法律がすべての国民に平等にかかりを持つ以上、せめても義務教育を受けた者に理解できるように、当用漢字と平仮名による口語体の条文に直すべきだと思ひますが、大臣、これはいかがでしょうか。そうでないと、法律自身が国民に知的差別を持ち込んでおることになっておると思つておるわけでございまして、大臣の御所見をお伺ひいたします。

○林田国務大臣 日本の国民も次第に教育が進んでまいつておりますので、必ずしも口語体という、でございますとか、でありますとか、そういうことにまでもする必要はどうかかわりませんけれども、法制審議会におきまして十分審議をしていただきます、そういう方向へ進めてまいりたいと存じます。

○渡部(行)委員 これはそういう方向にすることがいいか悪いかわからないと言われましたけれども

も、あなたは今、国民のために法律があるんだと言われた。だとすれば、国民がわかるようにするという責任があるでしょう。法務大臣は、そうするに、今現実に使っている我々の口語体というもので書き直す必要があるでしょう。文語体は小学校で教えておりません。そして非常に難しい。例えば「藤除」というような言葉は今ありません。そういうのが条文にどんどん出てくる。こういうもので国民のための法律だと言えないと私は思うのです。これは、ある法律専門家が六法全書を独占する一つの役割を果たしているんじゃないだろうか。そういうものでなしに、本当に法律全体を口語文にする、その作業に取り組み御決意があるかどうか、これをまず確認したいと思うのです。

もしそういう御決意があるならば、大体いつころからそういう問題に取り組むのか。これは一つの審議機関なり委員会なりを通してはつきりとしたそういう方向づけをする必要があると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○藤井正政府委員 文語体の法文を口語体に改めるといふことの必要性は私も十分感じているところでございます。ただ、このような基本法令につきましても法制審議会以前から審議をされているところがございますが、必要な改正につきましては次々に付議されて、それに応じて一部改正が次々に積み重ねられてきておる現状でございます。全体的な見直しというところに容易に手が回らねているというところがございます。決してその必要性を私どもが軽視しているわけではなく、このことを御理解いただきたいと思ひます。

○渡部(行)委員 私は、今民事局長がお答えになったのは、それは本当に詭弁だろうと思ひます。よ。それじゃ、なぜ今度の改正法で改正した部分についてこれを口語体でやらないのですか。それは法律の一つの体裁上困るというだけの話でしよう。私たちは、法律は体裁で見るといいやないですよ。中身で判断するのですよ。だとすれば、みんながわかるように一条文だけでもその気があれば

変えていったらいいじゃないですか。全然そういうことをしない、今なお文語体で片仮名で改正しているというところは一体どういふことなんですか。

○藤井正政府委員 法律の一部改正におきましては、文語体の法律の場合にはその改正部分も従前の文に合せて改正法案がつくられるというのが内閣の従前からのやり方でございます。それに私どもも準拠したというふうに申し上げるはかばかしいわけでございます。

○渡部(行)委員 だから私は、従前どおりというように、すべて従前どおり従前どおりでいい。ただどこで改革という問題と取り組むことができるのかということ、ここを心配しているのですよ。

そこで次に移りますが、現代は情報化社会と言われている。高速度交通時代とも言われ、また、科学技術の進歩発展というのはまさに想像に絶するものがあるわけでございます。今や地球規模で世界全体が変わりつつあることは、私もあなたも同じように肌で感じておると思ひます。特に日本が先進国たんとするに何が一番重要かと申しますと、今から二十年あるいは三十年後に少なくなると世界じゅうの国々からうらやましがられるようなすばらしい平和国家で、繁栄と安心の社会を築かなければならないという責任感を感じることだと思ひます。恐らく将来は次世代コンピューター、こういうものが開発され、機械の方が人間より正確な判断力を持つ時代がやってくるかもしれない。現にバイオテクノロジーの進歩は、人間の倫理観、社会の道徳観すら変えつつあるわけであり。このような激動期と申しましようか、激しい変化の時代にあっては、あたふたと変化を追いついていくような法律改正ではなくて、二十年、三十年先を見越して二十一世紀をリードするような法体系を今から準備することが必要ではないかと思ひます。

法律はその見方によっていろいろな定義の仕方があるようにございますが、ある辞典を見てみま

すと、法律はすなわち社会制度だと言っておるものもあり。また、法律は強制力を伴った社会的規範で、社会秩序の維持を目的とするが、宗教や道徳とは異なると言っておるものもあり。そこで、私は、法律は社会秩序を組み上げていく設計図のようなものであると思ひます。申すまでもなく、設計図は全体としてのまとまりと調和と合理性が要求されなければなりません。同様に、法律は、憲法を基盤として法律全体がまとまりを持たなければならぬし、また、各法律間に調和がとれていなければなりません。時代を映し出すというか、時代的背景を持つた合理性がなければならぬと思ひます。

そればかりではありません。日本が独立国家といえども国際社会の一員である限り、また国際的調和が要請されることは当然であります。そこに条約と国内法との関連の問題や国際組織のあり方など、そのほか文化、経済、歴史の違いや人種、宗教、習慣、社会体制等の違いをどう調和させながら進んでいくかという大問題があるのであります。しかも生きていく社会、動き変化する社会を相手に取り組まなければならないわけであり。また、したがって、これらの問題と取り組み、法律全体を見直し、改革を図るための何らかの機関を設置して二十一世紀に備えるべきだと思ひます。が、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○林田国務大臣 御指摘のとおりであると存じます。○渡部(行)委員 それなら、その言葉を私は信じて、これから法律全体の見直しに取り組むというふうな受け取って期待しておきます。そこで、次にいよいよ本題に入るわけですが、今度提出されました不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案は、先ほど私が申し上げましたような観点からは全く考慮されていない。ただ現行登記法をコンピューターシステムに組み込むだけで必要最小限の改正でしかないようであり、今後実際にコンピューター事務の進展に伴って新しいソフトウェア等の開発等もあり

得るだろうし、また、新しい事態に突き当たることもあるだろうと思ひます。そういう場合には、その都度改正をしていくようなやり方で取り組まれるのか、それともある一定の時期を置いて抜本的、根本的に手直しをするというやり方で改正を進めようとしておられるのか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○藤井正政府委員 法律を改正いたします場合に、非常に遠大な長期的見通しを持って全面的、抜本的な改正を図るといふのも一つのやり方でございます。また、当面必要な部分について改正の手を入れます。その運用の実績を見た上でさらに検討を加えるというやり方もあるかと存じます。今回の登記のコンピューター化に伴います改正に当たっては民事行政審議会、これは法務大臣の諮問機関でございますが、その答申をいただいた上で今回の法律案を作成したわけでございます。また、その答申におきまして、当面コンピューター化に必要な部分の改正に関する要綱が提示されまして、それに基づいて改正を行っていただくというわけでございます。

何分にも登記のコンピューター化というのは大変な事業でございます。この運用に入りますと、どのような問題が出てまいりますか、予測のしがたいところがございます。そのような点を見ました上で、五年なり十年なりのうちに、果たしてどのような手直しが必要であるのかということとを改めて考えさせていただきたいと思ひます。

○渡部(行)委員 五年なり十年経過してから考えるのではなくて、もう始めたらその日から、どれが一番合理性があるか、どうすれば一番国民のためになるかを考えていただいて、そして直さなければならぬところは直す。先ほど大臣から言われたように、全般的な改革に取り組むという一つのお考えがあるわけですから、そこでその全般的な改革というものが一方ではどうすればいいか、いわゆる登記に関する部門を担当する専門官の方々は、抜本的にはどういふのが一番いいのかという作業

と、あなたは今、国民のために法律があるんだと言われた。だとすれば、国民がわかるようにするという責任があるでしょう。法務大臣は、そうするに、今現実に使っている我々の口語体というもので書き直す必要があるでしょう。文語体は小学校で教えておりません。そして非常に難しい。例えば「藤除」というような言葉は今ありません。そういうのが条文にどんどん出てくる。こういうもので国民のための法律だと言えないと私は思うのです。これは、ある法律専門家が六法全書を独占する一つの役割を果たしているんじゃないだろうか。そういうものでなしに、本当に法律全体を口語文にする、その作業に取り組み御決意があるかどうか、これをまず確認したいと思うのです。

もしそういう御決意があるならば、大体いつころからそういう問題に取り組むのか。これは一つの審議機関なり委員会なりを通してはつきりとしたそういう方向づけをする必要があると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○藤井正政府委員 文語体の法文を口語体に改めるといふことの必要性は私も十分感じているところでございます。ただ、このような基本法令につきましても法制審議会以前から審議をされているところがございますが、必要な改正につきましては次々に付議されて、それに応じて一部改正が次々に積み重ねられてきておる現状でございます。全体的な見直しというところに容易に手が回らねているというところがございます。決してその必要性を私どもが軽視しているわけではなく、このことを御理解いただきたいと思ひます。

○渡部(行)委員 私は、今民事局長がお答えになったのは、それは本当に詭弁だろうと思ひます。よ。それじゃ、なぜ今度の改正法で改正した部分についてこれを口語体でやらないのですか。それは法律の一つの体裁上困るというだけの話でしよう。私たちは、法律は体裁で見るといいやないですよ。中身で判断するのですよ。だとすれば、みんながわかるように一条文だけでもその気があれば



を進めながら、その改革の時期としては、それは五年後になるかわかりませんが、なるべく早く全体と歩調を合わせながら考えるのが筋だと思ひますが、どうでしょうか。

○稲葉政府委員 先生御指摘のように、私どもとしても長期的視野に立つて制度全般を見直すことの必要性は十分感じております。ただその場合に、優先順位としてどれから手をつけるべきかという問題もございますし、それから、局長が申し上げましたように応急どうしても手をつけなければならぬという部分もあるわけでございまして、そういうものを勘案して今後作業をしてまいりたいと思ひます。

そして、不動産登記法について申し上げれば、先生の御指摘のように古い法律でございまして、商業登記法が昭和三十八年に全面改正をしたのに取り残されていることにもなっております。長い目で見ますと、その間に平仄が合わないという点もございまして、いずれはこれは見直しをしてまいらなければならぬし、そのための作業というものは長期的に今後とも検討してまいりたいと思っております。

○渡部(行)委員 次に、これは私から言うまでもなく御存じでしょうが、登記の目的は、物権の公示により第三者に不測の損害を与えることなく迅速確実なる取引を確保し、かつ第三者に対抗できる安定した秩序の維持を図ることだろうと思ひます。したがって、登記の真正確保は欠くことのできない必要条件だと思ひわけでございまして、そこで、当事者の意思表示の明確になつて原因証書、本人の署名、実印による押印等を義務づけた真正なる登記原因証書を申請するときは必ず添付させる義務づけをすべきではないだろうかと思ひますが、これについてはどういふお考えでございましょうか。

○藤井(正)政府委員 登記原因証書は当該物権変動の原因となつております法律行為などの成立を証する書面でございますから、契約が原因で物権変動が起つた場合にはその契約書などがこれに

当たるといふことにならうかと思ひます。ところが、現在の民法では物権変動は必ず書面をつくらなければならぬという主義をとつておりませんで、意思主義と言つておる建前をとつておるわけでございまして、必ず書面をつくれというところを要求するわけにはまいりません。また、物権変動の種類によりましては初めからそういう原因証書となるべきものが存在しないような場合もあるわけでございまして、したがって、常に原因証書を添付せよというふうな仕組みにすることはできかねるのではないかと思ひます。もし先生のお話になりました証書というものが登記をする意思をあらわす証書であるという御趣旨であるとしたしますと、現行法のもとでは当事者の共同申請主義という建前のもとで申請書においてその登記の意思があらわされておるわけでございまして、重ねて原因証書を要求する根拠は何であらうかという疑問にぶち当たらざるを得ないところもございまして、現在のところ私どもはそのように考へております。

○渡部(行)委員 この登記原因証書というのは、法律行為を立証する唯一の文書だと私は思ひます。確かに日本の民法では意思主義で口頭で約束したことはそれが立証されれば有効である、あるいは裁判所に行つても訴えれば口頭でもいいと条文には書かれておるのです。しかし、裁判所に行つて私はこの人を訴えたいのですがよろしくお願ひします、こういうふうな言つて裁判所は受け付けてくれますか。受け付けてくれないのです。そういうただ形式的な意思主義では何にもならないのです。それが一番過ちを犯す原因になつていく。

今何が一番偽造登記が多いか、不正登記が多いかという、それは申請書副本でなされるところに問題が一番大きいと思ひます。それは皆さん数字を持っています。今までの不正登記あるいは偽造等の書類について、どういふ申請の仕方が一番そういう事件が多かつたか、これは数字でおつかみになつておりませんか。

○藤井(正)政府委員 事故のありました登記における申請のあり方がどうであつたか、添付書類がどうであつたかということにつきましては、私ども数字は把握いたしております。ちょっとそれは実際問題として不可能ではなからうかと思ひます。

○渡部(行)委員 それでは、私はこの事実を登記簿原本によつてお見せします。これは皆さんわかつてお見せしますが、大臣、そこにあるようにこういう偽造登記済み証というのが出ておるわけですね。そういうことがなぜなされるのか。この実態はいろいろな形ではあります。それは一例にすぎません。今度コンピューターに移されると、いつも問題になるいわゆるハッカーといううなものにそのコンピューターの中身が不正利用されたり、いろいろな問題が出てくる可能性すらあると思ひますが、そういう偽造防止についてこの原因証書。登記官は形式審査をするけれども、司法書士はある種の信頼というものがお客さんとの間にでき上らなければならぬし、また、登記所との間にもそういうものがつくり出されなければならぬわけですよ。そういう際に、一形式文書にすぎなくとも、そこに人間の意思、魂というものが入つておるものと、全然そういうものを考慮しない申請書副本でやるのは全然性格が違つてくると私は思ひます。そういう点で、意思主義によるから文書の義務づけはできない、原因証書の添付の義務づけはできない、こうおっしゃるけれども、そういうことは、何も法律条文にはつきりしなくても、その原因の真正なることを登記官がはつきりと感じ取るためにも必要じゃないか。そういうのは行政指導の中でもできないはずはないわけで、そういうことはいかががで

○稲葉政府委員 仮に書面が作成されたといふし、また、その原本が紛失するといふことはあり得るわけでありまして、そういう場合に何の理由にしてそういう新しい原因証書を作成させなければならぬのかといふことは、これは極めて難しい

論理構成をしなければいけないのではないかと。もしそれが真実を担保しようといふことであるならば、それは申請書を偽造と申しますか、そういうものを虚偽の理由、原因で申請しようとする以上は、その申請書にはちゃんと申請人の意思を表示する印鑑、実印なり、あるいは委任状あるいは委任状に押した印鑑の証明書というものがついておるわけでございます。それと同じことをさらに原因証書としてつくるということにはかならないわけでございます。そのことによつてどのくらいの意味があるのかという問題はあります。もちろん、その場合に本人の意思をきちんと確かめてその処理をするということが担保されるような仕組みになつておれば、それはそれでよろしいわけでありまして、そういう仕組みを果たして制度上つくれるかどうかといふことは、先生御指摘のようない登記の形式審査主義、これは登記の迅速な処理を目標にしてつづつておる原理原則でございまして、それから、そういうものとの絡みもあつてこれはなかなか難しい問題ではないかと考へております。

○渡部(行)委員 いや、私は決して難しくないと考へております。なくしたらつくりたいじゃないですか。原因証書というのは登記所を通して登記官の登記済みの判を押さないうちは私文書ですから、私文書ならいつでもできるのです。公文書じゃないのです。だから私文書なら、なければまた当事者が話し合つてなくしたからもう一度つくつてくれ、そうやって持つてくれば何も難しい話ではないじゃないですか。

○稲葉政府委員 当事者の一方が死亡している場合もあるわけでございまして、そして、何がゆゑにそういうことをわざわざやるかといふことが、それも問題になるわけでありまして、ですから、それは登記意思の真正を担保するためといふのであれば、登記申請書のことで足りるわけでありまして、原因証書という形をとらなければならぬといふことの理屈がわからないと申し上げておるわけですよ。

○渡部(行)委員 一方が死亡した場合は、相続人との間にやれるわけですよ。そんな、片一方が死

んだのに一方的な登記申請はできないでしやう。その後継者を選定して、生きている者との間に双方代理人となって申請しなければできないじやないですか。

○稲葉政府委員 原因証書というのはその死者との契約でございまして、相続人との間の契約ではないわけではございません。そういう意味では、契約書というのは死者との間の契約書でなければ本来原因証書としてはおかしいわけでありまして。そういうことも、これは問題点の一例にすぎませんが、いろいろ難しい問題がございまして、先生のおっしゃるような形で登記の真正性を担保する、何かの形で登記の真正性を担保したいということも私も思いますが、同じくしておるわけではございませんけれども、どういう方法をとればいいのかということについてはいろいろ考えておる。原因証書という形での処理というのは、現行の法制度のもとでも、あるいは国民生活に与えるいろいろな影響がいろいろある、なかなかとりにくいのではないかと、いう判断を現在のところしているということでございます。

○渡部(行)委員 確かに、今契約をした、きのう契約をした、そして相手が交通事故で死んだ、こういうことはあり得ることです。しかし、それはそんなにないケースでもない。でも、そういう場合でも、申請をするときにはその原因証書を添付して、申請人が正当の申請人であるという証拠を添付して申請するわけですから、いずれにしても原因証書を添付することはできるわけですから、その事故のときに一緒に自動車に乗って燃えてしまった、なくなった、そうするとその原因を今度ではそれが立証できるのかということにもなるわけですね。

だから、私が言っているのは、先ほど言ったように何もそれを条文上きちと義務づけをしなくとも、少なくとも指導上において原因証書の添付を指導していく、指導の強化を図る、こういうふうにしていけばこの偽造登記なり不正登記というものも非常に少なくなってくるのではなからうか、こういうことであるわけですね。

か、こういうことであるわけですね。

○藤井(正)政府委員 登記の申請に添付する書類というのは法律で決まっているわけではございません、その書類の範囲内で登記官が審査をする、これが形式的審査でございまして。したがって、行政指導でもってその添付すべき書類の範囲について左右をするということは、この登記の形式的審査というものに必ずしもなじまないのではないかと考えます。

○渡部(行)委員 大変おかしなことを聞きますね。本来、原因証書は添付書類の要件なんです。これははっきりしているのです。それを、添付するのは形式的審査になじまないとはどういうわけでしょうか。

○稲葉政府委員 確かに必要の添付書類になっておりまして、ただその場合に、申請書副本で代替ができるというふうになっているわけではございません。そして私どもとしては、先生御指摘のようにな、本来、原因証書があるにもかかわらず申請書副本の形でやるというふうなことは、これはまさしく乱用であって、許すべきことではないと考えております。したがって、そういうものがある限りにおいては、これを出してほしいと言ふことは当然であるかと思ひますけれども、それがなくなつた、あるいは存在しないというふうなことを言われた場合には、あえてそれでもつくれというふうなことは言いにくいということでございます。

○渡部(行)委員 素直に私の話を聞いてもらいたいのですよ。原則添付なんです。原則はこの原因証書を添付することになっているのです。だから、今、原因証書がなくなった場合は申請書副本でやるんだとなっているのでしよう。

それでは、原因証書はありませんと、本当になくしたのかなくさないのか、これはだれが判断するのですか。

○稲葉政府委員 これは、判断と申ししても本人が言うことを信用するほかないわけではございまして、そういう意味では、私どもとしては、九〇

%以上は司法書士の先生方が関与しておられるわけではございますから、少なくともそういうケースについてはその申請書副本でやるのではなくて、原因証書がある限りにおいてはそういうものが提出されるように当事者を説得していただいているものだと信じております。

○渡部(行)委員 これ以上議論しても、どうも片一方も言葉に出した以上何かメンツがあるようです。しかし、これはよく考えていただきたい。面倒くさいと、あつてもないことにしてしまふのですよ、一般的に先を急ぐ不動産とかそういう方々の取引というのは、そういう社会慣行を皆さんは余り知らないのだ、役所の中にばかりいるから。やはり現実をもっと見て、現実対応の姿勢をもっと柔軟にとつてもらいたい、このことをお願いしておきます。

そこで、それでは司法書士というのはどんなことから始めるのか、どんなことをやっているのか。特にここで私は不動産登記関係についてだけ申し上げますから、そのことをまず前置きしておきます。

司法書士は、事件の受託をする、まず第一に登記簿の閲覧によつて物件を正確に調査、把握しなければならぬわけですね。そして、表題部から甲区の所有関係、乙区の抵当権やその他の諸権利の設定があるかどうか、一切にわたつて調査をして仕事に取りかかってくるわけですね。ここで重要なことは、第一に登記権利者と義務者を確認することです。第二番目には、原因証書が当事者によつてつくられていものであるかどうか、これを確認する必要があります。そして第三には、申請書に添付する権利証あるいは保証書に間違いはないかどうか、委任状は本人のものかどうか、また、印鑑証明書の真偽の問題について、も細かな注意をしなければなりません。その他、戸籍の謄抄本から住民票に至るまでいろいろと添付書類については専門的な調査を続けるわけではございます。こういう綿密な調査をしなければ、すぐに登記申請というものができないというくらい

はおわかりだろうと思ひますが、どうでしょう。

○藤井(正)政府委員 そのように承知いたしております。

○渡部(行)委員 そこで、この登記申請代理人の資格及び権限等について、私は社会的にも法的にも非常に重要だと思ひます。ですから、先ほど塩崎委員からもお話がありましたように、この登記申請代理人についての資格及び権限等については法定すべきであると思ひます。でございますが、その点はいかがでしょうか。

○藤井(正)政府委員 現行法でも、司法書士は登記、供託の手續について代理権を有するということは規定をされておるわけではございます。問題は司法書士以外の者、資格を有しない者は代理人となり得るのか、なり得ないのかという問題であらうかと思ひますが、この点につきましては、現在の国民の意識等から、あるいはまたほかのいろいろな制度との比較からいまして、そのような代理権の専属的帰属ということを確認するのは、これは適当ではない、現在の情勢ではそういう制度はとり得ないのではなからうかというふうな考えております。

○渡部(行)委員 これは、私たちは厳密に、少しも緩みなく決まると言つておるわけではないのです。つまり、本人が申請するならばこれは当然です。前だから構いませんけれども、本人の登記を代理人を通して申請する際には、司法書士という専門職がある限りそこを通させたいというの、一つは常識でもあらうと私は思ふわけですね。しかも、例えば民事訴訟法で訴訟代理人の資格について、第七十九条「法令ニ依リテ裁判上ノ行為ヲ為スコトヲ得ル代理人ノ外弁護士ニ非サルハ訴訟代理人タルコトヲ得ス但シ簡易裁判所ニ於テハ許可ヲ得テ弁護士ニ非サル者ヲ訴訟代理人ト為スコトヲ得」こういうふうな規定がなされておるわけですね。

先ほど簡易裁判所のことを出しましたが、それだつて裁判所の許可を得るのです。それでなければ勝手に出せないのですよ。



ところが、この登記の代理人というのは許可を得て出すわけじゃないのです。司法書士はちゃんと資格を得ているけれども、そのほかの代理人は、登記所の許可を得ておまへは代理してもいいというふうなことではないわけですよ。ここに法的な取り扱いの平等性があるのじゃないでしょうか。今の社会になじまないという、その考え方が私はわからないのです。そうした方が逆にないで、そして事務手続も早くなり、いろいろな面で正確な登記事務が進行するというふうに判断できるわけですが、いかがでしょう。

○藤井(正)政府委員 登記は、本人自身がみずからすることができ、昔からの建前でございまして、本人ができる事柄につきましては、代理人を立てて、その代理人でもってすることもできます。その代理人は本人と同程度のものであればよろしいので、必ずしも資格を有する者でなくてもそれはそれなりに合理性を有するというのがこれまでの建前であらうかと思ひます。もっとも、これを業としてそのような代理業を行うというものは、これは罰則をもって禁止されている。これはどの業種においても同じでございますが、業として行うのではない限りはそれができるといふのが建前であらうかと思ひます。

訴訟手続につきましては、ただいま先生のお挙げになりました条文があるわけでございますが、これと、戦前においては裁判所における非訟事件の一種とされておりました登記手続と必ずしも同じに考えることはできないのじゃないか、そこは合理的な違いがあつておかしくはないのではありませんか、登記というものはそれだけ国民の身近な、親しい手続であるというふうに言つてよろしいのではありませんかと思ひます。

○渡部(行)委員 どうも大変難しく考え過ぎていられるように私は思うのですが、それじゃ何もわざわざ国家試験をして司法書士などという制度を設ける必要はないじゃないですか。だれでもできる、そしてどんなことでも申請できるとなれば、登記の正確さとか、あるいは大体な司法書士に

代理人を業としてさせているのか。業としなければだれがやってもいい、金を取らなければ何をやってもいい、こういうことでしょうか。それじゃ、金を取らないで何十件も何百件も処理して、後から本当にありがとうございましてと言つて莫大な礼金をもらう、これは業じゃないですよ。人間社会でお世話になった者に、あるいはお菓子を持つていく人もあるだろうし、いや、いろいろ自動車に乗つたり大変だつたでしょうから車代として出す人もあるでしょうし、そういうふうになつたら業と業でないとはどこで区別するのですか。

○藤井(正)政府委員 ただいまお挙げになられましたような例ですと、登記の代理に関する仕事を、同種の事柄を反復継続して行つてゐるわけでございます。これはやはり業として見るを得ないのではありませんかというふうに考えます。そのように業として司法書士業務を行うということになりますと、これは不特定多数の国民に対する利害関係が非常に深くございまして、このような資格を有する者につきましては、一定の試験制度をもつて資格を付与して、その資格を有する者が業として行い得るといふふうに定めるのが国の制度のあり方として妥当なところでございます。が、特定の信頼関係のある人について、ある特定の事件についてだけ代理をするということまで禁止する、その合理性はちよつと得られないのじゃないかというふうな考へております。

○渡部(行)委員 あなたは実態を知らないのですよ。實際商売していると、そんな非常に良心的な代理人なんていう司法書士の資格も持たない人は、そういないです。有名な人が代理人をやつてゐるのですよ。これはどこでも大体そうだろうと思ひます。言葉が悪くなるから言いませんが、この二百とか三百とかいろいろ言われておる、そういう人たちが免許を持たないで代理権を行使してゐるといふ実態をあなたは知らないからそういうことが言えるのです。だから、その辺をよくこれから精査して、そして登記申請の実態というものを把握していただきたい。

そこで、今度の改正法案の提案理由の説明の中で、「第五に、不動産登記については、現行の不動産登記法上の諸制度の改善、合理化を図るため、担保権に関する登記の抹消手続の要件を緩和するほか、云々とありますが、「諸制度の改善」とはどの部分を指しているのか、そこを御説明願ひたいと思ひます。改善、合理化、こういう問題について具体的に御説明ください。

○藤井(正)政府委員 この改善の最も代表的な事柄が、今御指摘になりました休眠登記の抹消の要件の緩和ということでございます。そのほか、現在二十年というふうになつております登記用紙の保存期間の延長をするというふうなこともこれに含まれようかと思ひますし、實際上使われなくなつております不動産登記法第二十一条の後段あるいは第二十一条の規定などを整理をするというふうなことも、制度の合理化の一つであるというふうな考へております。

○渡部(行)委員 今おっしゃられたように、この不動産登記法の第四十二条の第三項を指してお答えになられたと思ひます。休眠登記についてのお話は、しかし、これはまさに不思議な簡易抹消だと私は思つておるわけですよ。つまりこの根本は、登記簿の乙区に設定された諸権利が何十年も不行使のまま放置され、取引その他、権利の移動に大変な不便を来し、障害となつてゐるわけでありまして、このいわゆる休眠登記を速やかに処理して、登記と実体の合致を図り、登記そのものの目的、趣旨に沿はしめることが大事だと思つてわけでありまして。

そこでお尋ねしますが、休眠登記というのは抵当権だけではないことは申すまでもありません。後でちよつとこれを見ていただきたいのですが、これは買戻し特約付の登記簿謄本です。「特約明治参年春月式五日限り買戻特約あり」となつてゐるのですよ。明治三十一年ですからね。それが今いろいろな所有者の変遷を経て、そして農地法によつてさらに現在の人が取得して、そこでこれを分筆して売ろうとしたら、とてもこんな特

約付の物件を買いわけにはいかなくなつた。これは何とかならないでしょうかと云つて私のところに來たのです。

これをいろいろ精査してみますと、相手は既に死んでおるわけですよ、明治の人ですから。そうして今度は、その死んでおる人について役場に行つてその除籍の謄本をとつて調べましたら、その除籍簿に何にも書いてないのです。その後どうなつたか、この戸籍のつながりがここであつたりと切れてゐるのですよ。これをこの次どういふふうに見てくだされう。

○稲葉政府委員 十年たちますと、買戻し特約は民法上は効力がなくなりますが、一つはその権利がなくなつてゐるということが考えられまゐる。もう一つは、買戻し特約を履行してゐるということがあるわけじゃないでしょうか……(渡部(行)委員)これについて答えてくださいと……直接この登記を職権で抹消するといふことはできませんので、百四十二条の一項によりまして裁判所の除権判決をもらつて消していただくといふことになるのではないかとと思ひます。

○渡部(行)委員 全く観念的な答弁に終始してゐますが、私は具体的にこれを出してゐるのですから、これは十年で無効になつてゐる、あるいは特約が既に履行済みである、この二つしか考えられない。しかし、ここにちゃんとこれは特約は履行されてゐないのは、その甲区を見ただけでわかるでしょう。それじゃどうしてあなたならばこれを抹消するのですか。除権判決をいただくには、その除権判決をする前に公示送達なりしなくちゃならぬでしょう。公示送達だつて、相手がどこにいますか。公示送達だつて公示送達申請ができますか。公示送達だつて調査不十分だと裁判所から突つ返されるのですよ。どうします。これを教えてくだされう、削除すること。

○稲葉政府委員 具体的なこの事案については後ほど三課の方で調査させて答えさせたいと思ひま

すが、一般論として申し上げますと、公示催告は行方不明の場合にやるわけでございまして、公告で処理する。その場合に確かに調査不十分だと、裁判所としてはもう少し調べてもらいたいということがあると思いますが、先生御指摘のように戸籍謄本に何も出てこない、そしてもちろん戸籍の付票にも何も手がかかりないということになりますと、裁判所としてもそれは行方不明だということと当然処理してくれるだろうというふうに思っています。

○渡部(行)委員 簡単にそう言うけれども、実際問題、裁判所に行ったらそんな簡単に受け付けてくれないですよ。もっと何とか調査できないか。それじゃ役場に行つてこの証明書を出してと言つたつて、役場はくれない。昔は出したのです。今はくれない。そして、そればかりではありません。今、役場で戸籍謄本の閲覧は許さないのです。古い戸籍法では、十条でちゃんと閲覧ができたのです。それが今は閲覧ができなくなっているのです。だんだんと我々の調査範囲というものが狭められて、どうしてやっていくのでしょうか。その辺についてひとつ御見解をお願いします。

○藤井(正)政府委員 不動産登記法の百四十二条では、従来からこのような形でもって登記義務者行方不明の場合の抹消の手当が既になされていたわけでございまして、それを使つてやっていただけで大体できるのが普通でございまして、ただ、特に抵当権の古いものについてこれを抹消する簡易な手続が欲しいという御要望が非常に強いものでございまして、より簡易な手続を設けることとしたわけでございまして、これにはまらないものについては従来の型のやり方でもって、百四十二条一項の公示催告手続でもってやっていたくはかはないわけでございまして、これ自体は、今の御指摘の案件を拜見した限りではそう難しいことではないのではないかと、いうふうに私も考えております。

○渡部(行)委員 そう難しくないなら今度持つてきてやっていただきたいと思いますのですが、実際に

ういうのは大変難しいのです。ないからないでは済まされないですよ。そうすると、いろいろな手づるをたどつてその部落に行つて聞いたり、そして今度別なところから、お嫁さんの来たところからみんな調査していつて、そして何とか確認をしていくのです。そして初めてこれが事件になつていくのです。そんな単純なものじゃないのです。そこはひとつ御認識をしていただきたい。

そこで、ここで抵当権のことについて申し上げますと、この休眠抵当権の債務の弁済期というのはどうして確認しますか。

○藤井(正)政府委員 古い登記でございまして登記に記載をされておりますが、最近のものは記載事項から外しておりますので、登記そのものには記載されておられません。そのような場合には、債権証書等の書類でもって署名をしていただくということとなります。

○渡部(行)委員 債権者も既に死んで、これは休眠だから非常に長い年月月そうなっているわけで、債権者も死んでして書類も散逸し滅失してしまつた、こういう場合にはどうして弁済期を確認できますか。

○藤井(正)政府委員 大変ぶつさらばうな御返事になりまして申しわけございませんけれども、資料がなければちよつと認定しようがないというふうに今申し上げざるを得ないわけでございまして、通常は何らかの方法で認定が可能ではないか、登記官が認定するに足るだけのものが存在するのが普通じゃないかと思うのですが、いかがなものでございましょうか。

○渡部(行)委員 これは全く実務を知らないからそういうふうになるのです。実際これはできないです。昔の登記は弁済期がちゃんと載っているから何とかわかりますけれども、今の登記ではともかくこれは何十年たつたかなんてわからない。しかも、この改正法の中で二十年という期限をつけたのは、これはどういう思想によつてですか。

○稲葉政府委員 これは結局権利の上に眠つてい

○藤井(正)政府委員 登記が残つております限りは、まだ履行がされていないから登記が残つてい

○渡部(行)委員 これを見てください。今まで残

○稲葉政府委員 確かに先生おっしゃる通りに、

○渡部(行)委員 そういう形式論だけでやられる

○藤井(正)政府委員 登記簿謄本は抵当権設定の受け付けが大正十二

○渡部(行)委員 そこで、債務の履行、不履行と

弁済したからこそこの抵当権設定者はもうこれ  
でいいものだと思ひ込んで抹消登記をしなかつた  
から、ここに休眠抵当権として残っているのです  
よ。そういう実態をもっと知って下さい。ただ  
文書だけで、これは返さないから残っているなど  
と考えられたのではとんでもない話です。これは  
後から見てもいいと思います。しかも、これは  
は利息も二割二分ですから、私は当時の高利貸し  
じゃないかと思うのです。そういう人ほどこうい  
う事件が多いのです。そして中には、抹消してな  
い、相手ももう弁済受取書をなくしただろうとい  
うことで、二回も三回も取る者もいるのです。本  
当に債権について誠実ならば、なぜ抵当権の実行  
をしないのですか。抵当権の実行をしないのでこ  
う長い年月放置してあるというのは、明らかに  
これは弁済されているものと解釈すべきでしょ  
う。その辺はどうでしょうか。

○藤井(正)政府委員 改めて先生に申し上げるま  
でもございせんが、登記の申請は当事者双方共  
同で申請をするか、あるいは判決によって単独申  
請をするかというのが建前でございます。百四  
十二条で決めておりますのは、これについて特殊  
な場合の特殊な簡易な手続を定めておるもので  
ございませう。したがって、非常に古い抵当権につ  
きまして、これはあるいは債権が消滅したのが放置  
されているという場合もあるかと思ひますが、  
そうでない場合もあるであらう。それを登記所の  
方で、登記官がただ年月が経過したということの  
みの一事でもってこれは弁済があつたものとして  
抵当権者の意思にお構ひなく抵当権設定者のみの  
単独申請で抹消するという制度をつくるのは、制  
度のあり方としてはいささか突出し過ぎてゐるも  
のではないかとどうも考へておるわけで  
ございませう。

○渡部(行)委員 そこで、仮に債務不履行であつ  
たとしましても、二十年以上経過していることが  
明白である場合、その支払い義務が法律上あるで  
しょうか。もしあるとすれば、眠れる権利を保護  
する条文はどこにあるでしょうか。この辺につい

てお答え願ひたいと思ひます。  
○藤井(正)政府委員 債権の消滅時効は一般には  
十年でございますが、これについては中断という  
こともございませう、したがって二十年経過した  
からといって当然に消滅しているというふうには  
来ない決めるわけにもまいらないのではない  
かと思ひます。

〔委員長退席、井出委員長代理着席〕  
○渡部(行)委員 時効中断がしたということにな  
れば、これは差し押さえとか何らかの法律上の措  
置がとれるわけでしょう。その法律上の中断とい  
うのは何を以て判断していくわけですか。

○藤井(正)政府委員 私が申し上げましたのは、  
中断があつたとかなくなつたとかということをし  
上げてゐるわけではございせん、単に期間が  
経過したという一事でもって簡易な手続を直ちに  
適用することとはちよつと行き過ぎではないか  
らうかということでございます。

○渡部(行)委員 果たして二十年も経過したもの  
を直ちにやるといふことは行き過ぎになるのか。  
だから、そこで時効というのを法律化されてゐる  
のではないのでしょうか。なぜ時効制度があるのか  
ということですね。それは結局ここにもあるように  
「時効は、一定の事実状態が継続する場合に、そ  
れが真実の権利関係と一致するか否かを問はず、  
そのまま権利関係として認めようとする制度であ  
り、権利者としての事実状態を根拠として真実の  
権利者とみなす場合(取得時効)と、権利不行使  
の事実状態を根拠として権利の消滅を認める場合  
(消滅時効)」これを時効と言つてゐるのではない  
でしょうか。

○稲葉政府委員 おっしゃるとおりでございま  
す。ただ、登記法というのはいささかでもなく手続  
法でございまして、その実体をどういふふうにし  
て登記に反映するかという手続を書いているわけ  
です。その場合には、登記権利者だけではなくて  
登記義務者の保護ということも図らなければなら  
ないわけではございまして、そういう実態として時  
効で消滅しているということが明らかであるなら

ば、それは相手方との共同申請あるいは判決とい  
うものによつて証明されるわけでありませう、そ  
れならばそれで、それを素直に表明していいわけ  
でございませうけれども、手続としては相手方の意  
思あるいは相手方の防衛の機会というものをきち  
んと保障しておかなければならないという要請が  
あるわけではございませう。

○渡部(行)委員 何か皆さんは書類が残つていた  
り証拠が歴然とある場合のことばかりを考えて答  
えておられるようですが、そういうものばかりじ  
やないですよ。債権者あるいは当事者双方が死亡  
したり、書類が散逸して何らかの手がかりもなくな  
つたときに、不動産の所有者がどうして相手を持  
定できるかということですよ。いわゆる抵当権設  
定者もしくはその後継者がこういう状態の中でど  
うして義務者を特定できるか。できないからその  
まま放置して休眠登記になつてきてゐるわけ  
です。その経過をよく知らなくてはだめですよ。ど  
うしてこれを特定しますか、その特定の方法をお  
聞かせください。

○稲葉政府委員 私ども具体的な事案を逐一想定  
することができませんので、一般論としてお答え  
するほかはないわけですが、登記簿上は抵当権者  
ができてゐるわけではございませう、その者が相  
手方になる。しかし、先生おっしゃるやうに、長  
年月たちまちと死亡とか、あるいは法人でござい  
ますと解散とか合併とか、そういうやうなことで  
いろいろ書類が散逸するといふことはあり得べき  
ことだらうといふふうには思ひますが、それを一  
般論としてどうすればいいといふふうに申し上げ  
るのは非常に難しいわけではございませう。

○渡部(行)委員 そこで、その後に供託をすれば  
一方的に抹消できると書いてあるわけですが、そ  
れじゃその供託はだれにすればいいの、か、そうい  
う場合ですよ。相手がとてもわからない、幾ら探  
してもわからない、あるいは相続人をずっとたど  
つていくと、中には行方不明があり、あるいは外  
国に行つて、ブラジルのやうなところは大使館を  
通したつてわからないのがいっぱひあるのですか

ら、そういう場合にどこに供託をしたらいいの  
か。もちろん供託は法務局にやるわけですが、それ  
も、相手をどうして特定するのかといふことで  
す。

○稲葉政府委員 抵当権者自身の死亡が確認され  
ていけば、その抵当権者の相続人といふことで記  
載して出せば法務局は受け付けると思ひます。そ  
して、その生死さえ明らかでないといふことにな  
れば、抵当権者自身を表示して供託していただく  
ほかはない。そして、それは法務局としては受け  
付けるはずでございませう。

○渡部(行)委員 そうすると、ここを確認してお  
きますが、もし相手がどうしてもなかなか特定で  
きない場合は、登記簿上の抵当権者を、死んでい  
ようが行方不明になつていようが構わずにその人  
を相手に供託すればいい、こういうことですか。

○稲葉政府委員 そのとおりでございませう。  
○渡部(行)委員 それでは、そのわからない債権  
者がどうして供託金の還付請求をするのでしょ  
うか。これはだれが還付請求をやるのですか。

○稲葉政府委員 この制度は、行方不明にはなつ  
てゐるけれども、しかし実体上は存在するかもしれ  
ないといふことを念頭に置いた制度でございま  
すから、その存在する被供託者がその本人である  
といふことを立証すれば供託金の還付を受けるこ  
とができるといふことになるわけではございませう。  
○渡部(行)委員 あなた、ちよつと頭を整理して  
聞いてください。実在しているものに何ともこんな  
苦勞をしてゐる必要はないですよ。実在していな  
いから問題なんです。しかも明治時代の抵当権  
を抹消するのに、生きてゐるなんてどこで言われ  
ますか。相手が特定できないで困つてゐるからこ  
ういふことを言つてゐるのじゃないですか。これ  
はつまり、いないのですよ、どんなことしたつ  
て。先ほど言つたやうに、既に弁済済みのものも  
あるし、そういうことで、ただ残つてゐる、それ  
だけのことなんです。だから、供託金の還付請求  
は出てこないのです。そうすると、これは国庫の  
ものになつていく。そうすると、手をくわえてお

って金がどんどんと国に入ってくるようになるのです。あなた方はそこをねらったのでしょうか。

○藤井(正)政府委員 所在不明でございますので、これは受領が不能であるから供託をすべき要件に当たるわけでございます。確かに所在がわからないわけですから、その人があらわれて供託金の還付請求をするという事態が起こることは余り考えられないかもしれません。しかしながら、登記を一方だけの申請で消すという手続をとれるのは、その債権が一応消滅をしたというだけの資料があることが必要でございます。だから供託というところによって債権の消滅を一応証明させるという建前をとったわけでございます。登記はあくまでも実体関係を反映するものでなくてはなりませんので、債権の消滅ということがどこかでとらえられなければならないというのが私どもの考え方でございます。わすれが四百円プラス利息といったようなものが国庫に入るから入らないかというようなことは、これは全く物の数ではない、そういうことをねらったものでは決してございません。

○渡部(行)委員 これは今だから四百円なんというのはすぐポケットから出せる状態だけれども、しかし今何億という抵当権を設定しておる人たちがもし十年後、二十年後になって残った場合は大変でしょう。だから、そういうことも考えなければならぬと思うのです。それで、結局弁済した人にとっては今度は二重弁済だ、これは昔の高利貸し以上ですよ。そういうことを国の権力でなされていくとなると、これは問題じゃないでしょうか。しかも、権利というものをそういう形で金で処理するような考え方は、私はどうも賛成できません。

そこで、このような問題を掘り出していけば、これはきょうは何時間かかって、あるいは何日議論しても限りないと思います。ですから、要するに登記というのは、先ほど局長も言われましたように、実体との合致が必要なのでございませう。国民の権利と財産を守り、取引その他権利移

動の障害を除いて、社会秩序及び法的安定の維持に努めなければならないことは言うまでもないと思います。また一方、眠れる権利は保護しないという過剰的の理由をもって、国の機関たる登記官の判断で抹消できるようにすべきではないかというのが私の考え方です。とにかく民事、刑事、その他の登記事案を除く案件は裁判官に任せるといたしまして、事登記に關しては登記官の判断で処理できるようにすべきではないか。言ってみれば、裁判官と登記官というのはその趣旨では同じレベルの権限を持ていいのではないかとこのところでございます。

そこでどういうふうにすればいいかという問題ですが、これには除斥期間等の明定とかあるいは登記簿上時効の要件が満たされるとか、そういうものが登記官によって明確に判断され、しかも一般国民もそれを見ればなるほどこれは時効によって抹消されたんだなということがわかるようにする。しかも、登記というものはそういう点では単純にできるのですよ、要件さえ登記事項に書き込んでささおけば。そういうことをする、これが一番いいと私は思うのです。それでも何か危ないというならば、二年とか三年とか期間を置いて、予告登記でこの期間内に抹消しなければこれは権利の消滅になりますよ、そういう方法だつて考えればあるのですよ。しかし、そんなことをしなくても時効という制度があるのだから、それは時効は援用しなければならぬわけ、今までは裁判所にその援用をしてきたのを申請という形で援用すればこれは援用と認められる、こういうふうにしていけば登記官の判断でどうにでもなるのじゃないですか。そういうのが本当の簡易手続なんですよ。ところが、今ここに載った簡易手続なんて、こんなことやっていたらかえってこれは複雑になるだけですよ。その辺はどうでしょうか。大臣、ひとつ御所見をお願いしたいと思います。

○藤井(正)政府委員 重ねてで恐縮ですけれども、登記官は提出された書類に基づいて形式的審査を行って判断するのが登記法全体を通じる権

利の登記における登記官の職務でございまして、実質的審査権というか、裁判的審査権は持っていないわけでございます。このような例外的措置を利用するためある程度の要件を限定することはやむを得ないのではなからうか、登記官にその判断を強いるというのは現行の登記法の建前から相入れないのじやなからうかと思っております。

○渡部(行)委員 私は、このままでやれと一言も言っていないのですよ。そういうふうに法律上の権衡というか、つり合いというか、そういうものの中から今の法律の改正を図って、それに関連する事項を登記官が判断できるように合わせていく。たまたまどうかという事なんです。そういう前向きな姿勢がないと、いつまでたつたて登記官の身分なんかはよくありませんよ。どうですか。

○稲葉政府委員 先ほど局長も申し上げましたように、この点について実質的審査権を与えるという事になりますと、これは登記法上の建前全般を見直さなければならぬというところになるわけでありませう。そういうことが登記の迅速処理という基本的な形式審査主義の要請との絡みでどうなるかというところがあるわけでございまして、今後なお検討したいというふうに思っております。

○林田国務大臣 登記法は手続法でありますので、そういう考え方のもとにこの改正案を出したものでございませうけれども、もっと実態的に考えるべき面が非常に多いと思います。実体法の面においてはつきりとそういう時効の場合はもう消えてしまふんだという事にすればこういう問題は解決するわけでございまして、これからさらに検討をいたしたいと存じます。

○渡部(行)委員 大臣の大変明快な、しかも前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひひとつそういう立場で御検討をお願いいたします。

さてそこで、この登記は実体と登記の表示が合わなければならない、これが原則だといいますが、けれども、しかし本当にそうなっているでしようか。私はなっていないと思うのです。例えば、一つの町内会で寄附を集めて集会所をつくった。そ

の集会所をどこぞ町内会として登記はできないのですよ。登記する場合にだれだれはか何名の共有物としてしか登記できないのです。そうすると、実体と登記とはまるっきり違うのですよ。しかも、町内会というものはしょっちゅう人が出入りする。転勤したりあるいは別なところに移住したり、いろいろあつて町内会の人たちは非常に動くのです。流動しているのです。そしてまた、町内会の人口だつてふえることもあるし減ることもあるのですよ。そういうのをそのまま登記の公示によつて合致させていく、一致させていく、そういうふうにして、町内会の建物がある共有者が借金をして競売に付された場合にこの共有権すら脅かされる、こういうようなことにならないようにすべきではないかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○藤井(正)政府委員 町内会のようなものはいわゆる権利能力なき社団と言われるものでございまして、この権利能力なき社団における所有関係をどう見るかという問題でございませうけれども、これは御承知のように最高裁判所の判例などもございまして、団体を構成する全体の、総員の総有的状态にあるというふうな説かれております。したがつて、だれだれはか何名という形で登記されているといたしますと、それはむしろ実体に合致したものであるというふうな言えるのではないかと存じます。あるいは、その代表者である特定の個人の名前で登記されているという事になりますと、それはその団体から信託を受けた、そういう地位に基づいて登記をしているという事で、これまた必ずしも実体に合致しないというふうな決めつけるわけにもいかないのではなからうかというふうな思っております。

問題はそういう団体それ自体の名前で登記ができないというところにあるわけでございまして、団体それ自体が権利主体でないところから見たら、やむを得ないことではないかと思っております。

○渡部(行)委員 これは大変な問題なんです。その登記を申請する瞬間というか、その場合は確

かにだれだれが何名の共有権であると認めても構わない。ところが、その後の移動で、これは出たり入ったりがひどい。それじゃおまえは共有権者でないから使用はさせないよ、こういうふうになったら、町内会のせつかくの融和もなくなるし、それはまるっきり社会生活が成り立たなくなるのです。

なぜ登記をするかというのは、これはおれのものだと世間に公示するためでしょう。第三者が、いやそうじゃない、おれのものだと言っても、そうじゃない、登記簿を見てこい、こう言って対抗できるからでしょう。だとすれば、そういう実体そのものに對抗要件を与えて、そういう移動をした場合は移動をしたなりに、町内会自体がなくならないのだから、土地もなくならないのだから、そのまま認めていったらどうでしょうか。言ってみれば、昔の入会権のようなもの、それに似ていると思うのですよ。そういう形で流動する権利を固定的に認めていく。その形があり、実体がある限り、そのまま認めていく、そういうことが私は本当の意味の登記じゃないか。ところが、今のようになことをされたら、実際にはもう大変なことが起きるのですよ。その辺はどうですか。

○藤井(正)政府委員 法人格を持たない団体の場合には、その団体自体が実在するかどうかということ登記所において認識する手段も実はないわけでございます。また、そういう団体でもって登記をするというのを認めた場合には、財産隠しであるとか税金逃れであるとか、そういう形に悪く利用されるということも十分考えられるわけでございます。したがって、町内会なら町内会といつたものがそれ自体の名前で登記ができるようにするために、やはりどうしても法人になる道を開くことが必要なのではないか。これはかねてから議論になっております中間法人に関する問題でございますが、これは検討がされたこともござい

ますけれども、団体の監督の問題とかあるいは団体を構成する個人の責任の問題とか、いろいろ難しい問題がありまして、実現を見ないままに至

っている現状でございます。

○渡部(行)委員 そこで、財産隠し、所得隠しというように起こらないために一定の枠づけをしてもいいと思うのです。例えば、町内会の施設については市役所なり町役場なり、そこを管轄する公的なところの証明書を添付すればそのまま登記できるとか、あるいは政務の事務所、こういうものについても、国会議員何人以上を有する政党は政党と認めて、その支部とか総支部の事務所はそのまま登記できる、そういう一つの名称で登記できる。そうすると、第三者がそこに悪く利用することも入り込むこともできないのです。むしろ財産を保護する意味でそういうことが考えられていいのではないかと、私はこういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○藤井(正)政府委員 冒頭に申し上げましたことですけれども、権利能力なき社団それ自体は財産所有関係においては権利主体にならないというのが最高裁判所の判例でございますので、その考え方をとります限りは、法人格のない団体として権利主体の表示でもって登記をするということはできないと申し上げざるを得ないのじゃないかと思ひます。

例えば政党の話が出ましたが、政党と申しましたも、国会議員大勢の方々を出しておられるような政党もございまして、群小の政党もたくさんございまして、そういうものをどのようにな仕分けし、また、どういうふうにして団体と証明して登記手続にのせるかというところは、なかなか難しい問題ではなからうかと思っております。

○渡部(行)委員 これは検討してください。つまり、どういうやり方で実体と一致させるかというところに私重点を置いておられるわけですから、実体のない登記というものは国民からしても非常に迷惑なものです。

ですから、この辺はいろいろ考えていただいで、ただ最高裁の判例があるからできないでは済まされないと思うのです。判例は書きかえられるのだから、判例というのは時々また新しい判例に

置きかえられて、法律というのは成長しているのです。だから、あなた方も判例を書きかえらうという意欲を持って取り組んでもらいたいのです。どうでしょうか、検討していただけますか。

○藤井(正)政府委員 そのような団体が法人になれる道を開くのが登記手続との関係では最もいい方法ではないかと思っておりますが、検討はさせていただきます。

○渡部(行)委員 時間があと余りありませんので、次に移ります。

今の簿冊中心の登記から今度磁気ファイル、つまりコンピュータシステムに移行されるわけですが、この移行について、その段階的な日程、中身の移行計画と申しまいしょうか、そういうのを明らかにしていただきたいと思ひます。

○藤井(正)政府委員 コンピューター化を進める上では、従来の登記簿をコンピュータ登録簿の方に移行する作業が最大の課題でございます。六十二年度の予算からこの移行の作業を開始いたして、現在ようやくそれが緒についたところでござい

ます。全国千七百七十カ所にございまして登記所全部の登記簿を移行するには、相当期間を要することとございまして、現在のところ、今世紀中にはそれを何とかやり遂げたいというふうにかねてから申し上げているところでございます。

○渡部(行)委員 大体段階的にどうなんです、どこからどこまではどのくらいという……。

○藤井(正)政府委員 コンピューター化の効果というものは、やはり大登記所においてより顕著にあらわれるところとございまして、できる限り大きな規模の登記所から着手をしまいたいというふうに考えております。

なお、これは特別会計の中で資金手当てとの関係がございまして、各法務局にバックアップセンターをつくるというふうなそういう施設費の問題、その他機器の整備の問題などございまして、当初はそちらの方の費用もかさみますから、移行のペースはかなり緩いものとなっております。計画といったしましては、後半に大きく移行の実績を

上げるということになっております。

○渡部(行)委員 これはこの程度にいたしましたし、移記をする場合に、現在生きているものだけを移記してあとは閉鎖登記簿として長く保存していくんだ、こういうお話があるようですが、不動産であっても人間と同じように一定の歴史をそれぞれに持っているのです。その歴史がわからなくなると、さらに閉鎖登記簿を引き出すというふうなことになる、コンピュータ化をしたそのよさが打ち消されてしまうと思ひます。例えば、今の職員でさえ非常に少ないのに、そこに一方ではコンピュータに移記する作業をやる、他方で司法書士が来ては、これではわからぬから閉鎖登記簿を出してくれ、こういうふうにしていつたら今度は仕事が大変過重になると思ひます。よ。だから、そんなだったら、コンピュータですから全部移記したらどうでしょうか。

例えば現実は今あなた方に見せたこの登記簿にしても、見てみたら明治時代あるいは大正時代の抵当権が載ってあった。ところが、所有権者は最近新しくかわったわけだ。そうするとこの抵当権はどういう経過を経てここに残っているだろうかと、こうなるとどうしても閉鎖登記簿を見なくちゃならないわけですよ。それを一々繰り返してい

たら、こっちで現行生きているものはコンピュータにして閉鎖登記簿を持ってくる、こんな二重の手間をかけておたらかえて事務が煩雑になって、決してコンピュータ化の所期の目的を達することができなくなる、こういうふうに私は思ひますが、いかがでしょうか。

〔井出委員長代理退席、委員長着席〕

○藤井(正)政府委員 コンピューターの方へ移行する作業は、登記データが極めて膨大なものでありますために大変な費用と労力を要することになっております。現在登記簿に記載されております事項をすべてあるいはその大部分を移行すれば、それはそれなりに意味のあることではあるうかと思ひますけれども、そのためには大変な費用がか



かるし、とてもこれから先十五年程度の期間でも  
つてはやれない、かなり移行に要する期間も長期  
化するということにならざるを得ないわけで、  
そこらあたりとの兼ね合いでもって現在事項を移  
記するということにいたしました、あとはもし必  
要のある方は閉鎖登記簿をごらんいただくとい  
やり方をとらせていただきたいと思います。おしま  
す。これは現在の登記法における登記用紙の移記  
の仕組みとも整合性を持っているわけでごしま  
すので、そのように御理解をいただければ幸い  
でございます。

○渡部(行)委員 いよいよ時間が参りますので要  
点をかいつまんで申し上げますが、所有権移転を  
通して非常に脱税がなされているわけですね。そ  
れはどういうことかと申しますと、中間省略登記とい  
う手続があるからなんです。中間省略登記をする際  
には、恐らく原因証書を添付しないで申請書副本  
でどんとどんとやっていく、こういうふうになる  
とその中間にある人は、幾らか金を与えても省略し  
てもらうて実は素通りして、金だけいただいて最  
初の売り主から最後の買い主に登記されていく、  
こういうことになるわけですから、そういうこと  
をさせないためには中間省略登記という手続をや  
めまして、そして先ほど言ったように原因証書の  
添付を義務づけしていく、こういうふうにするこ  
とが大事だと思ひますが、その点はいかがでし  
ょうか。

○藤井(正)政府委員 登記法の建前は、中間省略  
登記などというものは認められないという建前  
でございます。ですから、登記所に出てくる書類の  
上ではこれはもうすべて直接の登記でございま  
して、中間省略登記ではないわけでございます。し  
たがって、登記の申請をされる側においてそうい  
うふうな簡略登記はしないというふうに徹底をし  
ていただければ解決できることではないかとい  
うふうに思っております。

○渡部(行)委員 今の答弁のとおり、登記に出て  
くるときには中間省略なんてわからないのです。  
ところが、それは実際には裁判所で争われて中間

省略登記が有効であるという判例まで出ているの  
です。そういうことを考えると、何らかここで  
対策をしないとならない。中間省略がどうして  
もできないようにするには、原因証書を本物を添  
付させればよいじゃないですか。そうすれば中間  
省略登記なんというのはいくらでも出ないわけ  
ですから、何らかどこかでそういう悪者に対する歯  
どめと防壁といふものを考えていかないことに  
は、この重大な財産を守る登記というのとはな  
か立派にならないと私は思ふのです。この機会に  
十分検討していただきたい。

時間が来ましたので、最後に大臣にお伺いいた  
しますが、今までの議論の中で、大変きょうはあ  
りがたい全面検討のお話も聞きましたし、それか  
らまた、大臣の決意によって今後どういう改善な  
り見直しなりを図っていくか、その御決意の  
ほどをお聞かせいただいて、私の質問を終わら  
しと思ひます。

○林田(国務)大臣 大変示唆に富んだ御質問をいた  
だきましてありがとうございます。この質問を  
もとにいたしまして、さらにこれから検討を深め  
てまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申  
し上げます。

○渡部(行)委員 どうもありがとうございます。  
○戸沢(委員) 長 この際、暫時休憩いたします。  
午後零時五十九分休憩

午後二時二十三分開議

○今校委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

委員長の指名により、私が委員長職務を行  
います。

質疑を続行いたします。山田英介君。

○山田委員 我が国の公示制度の歴史は百年を超  
えております。特に今回の不動産登記法の改正に  
つきましては、いわゆる簿冊中心のブックシステ  
ムの登記制度からブックレスシステム、すなわち

コンピューターシステムへとこれが移行されてい  
くという、またさしていうと、その意味では  
我が国の公示制度の大きな変革期に入つてき  
た、このように認識をするわけでございます。そ  
ういうことをベースに考えてみますと、大事  
なことは、やはりいかにシステムそのものがブ  
ックからコンピューターへと移行したとしても、現  
在我が国の公示制度が抱えているさまざまな問題  
点、これの解決への方向づけ、あるいはまた公示  
制度を取り巻く諸条件の整備といふものを、この  
大きな変革への第一歩といひますか、第一次とな  
ります不登法改正のこの機会にやはり明確に方向  
づけをする、あるいは整備をしていくことをつけ  
ていくという作業が極めて大きな問題である、か  
ような認識をいたしております。

そこで、何点か以下お伺いをするわけござい  
ますが、最初に確認をいたしておきたいと思ひま  
す。特にこの不動産公示制度と極めて密接な関係  
で存在をいたしております司法書士制度、そして  
その業務に關してでございますが、特に司法書士  
が不動産の登記申請書を作成をいたしまして代理  
する、その前提として実際に登記の前提となる契  
約の実体、あるいはその契約でも物権契約の実体  
をやはりしっかりと把握していかなければならな  
いのだろうというふうに認識をいたしております  
が、この登記申請書を作成し、そして代理して申  
請をする以前に、司法書士に求められる業務上の  
責任といふのは一体的にどういふものなのか  
を明らかにしていただきたいと思ひます。

○藤井(正)政府委員 司法書士はまずその業務の  
第一号として、登記及び供託の手続について代理  
をすることというふうに定められております。こ  
の手続について代理をするに当たりましては、当  
事者間になされてはいる物権変動の原因となつて  
いる契約を把握し、そして何よりもその両当事者  
がその物権について登記をする申請意思を持ってい  
るといふことが書面上確認できるような状態にあ  
ること、それをはっきりさせることが必要であろ  
うと思っております。

○山田委員 今局長が答弁なされたこと以外に  
も、列挙すればいろいろあると私は思ひます。要  
するに、局長のおっしゃることは、登記官に与え  
られている権限は提出された書類、申請書とか添  
付書類あるいは登記済み証あるいは登記簿という  
うのものを書面上審査をして、それが一定の様式  
にかなつており整合性を保つておるというものであ  
れば登記を実行する。そういういわば書面形式審  
査権といふものと対比をいたしまして、司法書士  
の場合にはただ頼まれたから、囑託を受けたから  
書類をつくり、申請書をつくり、提出すればいい  
というものではないのだ。要するにその実体関係  
にまで立ち入って、その申請をしようとする者が  
本当にその当事者であるのかとか、あるいはまた  
本当に登記申請する意思があるのか、その前提と  
しての実体面におけるその物権契約なりそういう  
ものが本当に本人、当事者の意思に基づくものな  
のかというふうな、そういう実体面にまで立ち入  
つて実質的に審査をしなければならぬのだよ、こ  
ういうことでございます。要するに、実質審査と  
いうものを司法書士はその職責上あるいは司法書  
士制度の目的からいって、これはしっかりとやら  
ない、こういうことでございます。

○藤井(正)政府委員 そのように理解いたして  
おります。

○山田委員 申し上げました登記官の形式審査、  
それから司法書士の今局長がお認めになられまし  
た実質審査、この双方がよりよく機能し、相補い  
合い、そして初めて真正な登記といふものが確保  
されるのである、また、そういう登記官の形式審  
査と司法書士の実質審査といふものが補完し合  
つて今日の我が国の公示制度というものが運営さ  
れてきた、また支えられてきたといふことは言え  
ます。

○藤井(正)政府委員 登記が適正に、そしてまた  
迅速に行われるように司法書士がその役割を果た  
してまいっているというふうな思ひます。

○山田委員 司法書士は実質審査という、こうい  
う一つの職務上の責務、責任というものを果たす



ために、繰り返すようであります。当事者の真意を酌み取る、あるいはまた当事者の意思を申請書などに誤りなく正確に反映させる、そして司法書士法一条「目的」あるいは一条の二それから二条、これらの規定から見ても、当事者の双方の利益のために公正な立場で業務を遂行する、こういう義務が課せられている、こう解釈してよろしうございませうか。一条、一条の二、二条との関連でお伺いしております。

○藤井正政府委員 司法書士は、多くの場合登記権利者及び登記義務者双方から委任を受けて事務を行っているのが実態であるように承知いたしております。その委任の内容たるものは、その当事者間に行われた物権変動に基づきまして登記を適正にするということが委任の内容でございまして、その内容を誠実に実行するというのが司法書士の努めであると思っております。

○山田委員 これは「登記研究」という雑誌がございまして、その「登記簿」という欄に記載されているところでございまして、これは一応A、Bという形で対話形式でわかりやすくなっておりますけれども、法務省のしかるべき登記に責任を持つ方がわかりやすく、しかも非常に理路整然と司法書士制度とその業務というものを解説されておる、このように私は理解しておりますが、その中に、「実務の上で「他人の囑託を受けて」という他人の意思及び確認には、司法書士法第一条にいう業務の適正を図り、国民の権利の保全に寄与するために万全の措置をとらなければならないでございませうか。」という問いかけに対して、「そういうことだね。司法書士の業務は、やり直しのきかないものであり、他の職務とは異なる高度な社会的責任を負っていることがわかるだろう。」そこで、「不動産の商品化・流動化がますます進み、不動産取引も頻度を加え、その登記手続を担う司法書士の職責も一段と重要なものとなってきたいるんでございませうか。」こうなっているわけでございますね。これはそのとおりでございませうか。

○藤井正政府委員 その雑誌はまだ拝見いたしておりませんが、お読みになりました内容は、格別異存があるわけではございません。

○山田委員 格別異存があるわけではないということ、そういうことだとお認めになられては、司法書士の場合は囑託人からその真意を把握をし、究極の囑託人の趣旨あるいは目的に合致するようにその登記申請についての実体関係、実体面について法律的な判断を加えて、登記申請について完備した書類を作成するための意思の確認、当事者の申請の意思あるいは物権変動の意思、物権契約の意思、そういうものを確認をする、あるいはもつと基本的に本当の登記義務者であるのか、本当の登記権利者であるのか、本人そのものなのかというところもやはり実体面に立ち入ってこれを確認をする、あるいは実質審査をする、そういう義務が課せられていると私は思いますが、重ねてこの点について御答弁をお願いしたいと思います。

○藤井正政府委員 契約が真実になされているものであるか、また登記申請を求めている者がその本人であり、その人が真実の意思を持っているかというところを確認しなければならぬのはそのとおりでございませう。ただ、その確認をする手段が何であるかということ、その具体的なケースによつていろいろあるうとは考えます。

○山田委員 昭和四十六年四月二十日最高裁第三小法廷判決、土地所有権移転登記抹消登記請求事件でございませうが、この判決の趣旨に基づいてこのような判断がなされているわけでございますが、それについてお伺いをしたいと思います。要するに、

司法書士が囑託人のいうがままに書類を作成し、登記所に提出することは、今日の経済取引の複雑化、多様化からも許されないものと考えられる。

すなわち、司法書士が公共的な性格をもつものであるから、司法書士がその職務の遂行に關し責任があることは、社会的に当然要求されているところであつて、その社会的責任の重要性

は一段と強く要請されつゝあり、司法書士は、特に囑託人から調査依頼がなくても当該事件の真偽を確認する注意義務はあるとされている。こうございませうけれども、要するに、司法書士が囑託人の言うがままに書類を作成する、登記所に提出するということは、今日の不動産の取引の複雑化、多様化ということから見てこれは許されないうございませうか。

○藤井正政府委員 そのように考えてよろしいと思ひます。

○山田委員 もう一つ、昭和四十七年十二月二十一日東京高裁第四民事部判決、損害賠償請求事件、これはこういうことでございます。

司法書士が登記義務者の代理人と称する者の依頼により本人のため登記関係書類を作成する場合において、依頼者の言動により代理権の存否に疑のあるような場合は、単に必要書類について形式的な審査をするに止まらず、本人について登記原因証書作成についての真意の有無及び登記申請についての代理権授与の事実を確かめ登記手続に過誤なからしめるよう万全の注意を払う義務があるものというべきであり、代理権の存在を認めないでした申請にもつき行われた不実の登記を信頼した第三者に対する不法行為責任は免れない。

これが昭和四十七年十二月二十一日の東京高裁における判決でございます。

したがって、私がここで特に指摘しておきたいことは、このように司法書士は登記申請について手続の代理をする、そういう場合には大要厳格な注意義務を持ってこれを遂行しないとき、この登記を信頼した第三者に対する不法行為責任は免れないというまで要するに職責というものには厳しいものが求められている、この点をこの判決では特に強調しておきたいと思ひます。

それからいま一つは、いわゆる我が国の不動産登記制度、公示制度というものの持つ大きな弱点の一つというのは、欠陥と言つてもよろしいと思

いますけれども、登記の迅速性の要請が一方にあり、他方においてその登記が正確になされていなければならないという要請があります。この迅速性と正確性のバランスをいかにとっていくかというところに極めて重要なポイントがあるわけでございます。登記官の形式審査権の範囲における審査だけでは物権の変動に見合った公示というものがなかなか確保されにくい。要するに書面だけでしか審査できないわけですから、したがって実はそこには不実の登記とあるいはまた不正な登記というものがつづけることができてしまふというところは言えると思ひます。そして、実質的な審査権を持つ立場にある司法書士の努力あるいはまたその存在というものが我が国の登記システムというものをしっかりと安定させる、そのために登記官ともども、あるいは関係者の皆さんともどもにその大きな役割を果たしておる、このように言うことができればいいと思ひます。したがって、この形式審査主義の欠陥というものをカバーをして不実の登記を排除するといふことが司法書士の使命である、こういうふうな結論を導き出すことができると私は思ひます。もし司法書士も登記官と同様に形式的審査権の権限内で業務を果たしていれば、遂行していればいいのだということになれば、我が国の公示制度というものは、これはその根幹にかかわる、その発展もあるいはまた前進もあり得ない、望めないというふうには考えざるを得ないわけでございますが、これはどうでしょうか。林田大臣から一言いただいております。要するに、登記官と同じように司法書士が形式審査というふうなことで、ただ頼まれたのだから頼まれたままに書類をつくり申請すればいいのだというところに安住していれば、とどまっていれば、我が国の登記制度というものの健全な発展というものはあり得ないというふうに思ふのですが、いかがでございませうか。

○林田国務大臣 登記が真正な登記でありますためには、登記官の方は形式上の審査を行えば足

りるわけでありますから、その前段階として代理人であります司法書士において十分審査をしていただいて、そして書類を登記官に提出していただくということが最も望ましいことであり、また、これからの登記制度におきましてもそうあらなければならぬことである、かように存じております。

○山田委員　それでは民事局長にお伺いしますけれども、国が司法書士法に基づきまして司法書士にその登記申請の書類の作成義務を独占的に行わせている、他の者にその業務の取り扱いを禁止している理由は那邊にあるのか、これをちょっと整理してお答えをいただきたい。要するに、国が司法書士法を定めてその法に基づいて登記申請書類の作成義務を独占的に司法書士に行わせている、そして資格のない者にその業務の取り扱いをしてはならないと禁止している理由についてお伺いをしたいと思います。

○藤井正政府委員　司法書士法は、資格のない者が業として司法書士の業務を行うことを禁止いたしてありますが、これは司法書士のとり行います登記その他の代理に関する業務が国民一般の財産にかかわる非常に重要な利害關係を持つものでありますために、一定の資格を有する者にそれと行わせることが国民多数の幸福につながるという観点からこれをするように制限をしているものであるというふうに考えております。

着席

○山田委員 もう一つだけ確認しておきますけれども、司法書士が申請書を作成し登記所に提出をするその前提として、最近は非常に登記済み証の偽造も多い、あるいはコピー技術の発達等を悪用して印鑑証明書の偽造、変造も多いというような、一つには病理現象、登記制度における病理現象というものが増加する傾向にあると憂える一人でありますけれども、司法書士が提出をする前提として、印鑑証明書とか権利証を厳格にチェックをする、現実にはそういう機能を果たしているわけ

でございますけれども、実際に防止、あるいは見破るといいますか、そういう不実の登記をさせないようあらかじめそれを防ぐ、そういうことについて果たしている役割というものは私は大変多いものであると思っております。

それで、例えば不鮮明な印影だとか印鑑が違っているのじゃないかというような疑いがあるときには、日常の登記事務を通じてこれを直ちに拒否するとか、あるいはまた必要があれば関係市町村に印影、印鑑証明書について照会をするとか、あるいはまた取引が正しい当事者の合意のもとに行われているかどうかを確認したり、特に大事なこととは、所有権を失う登記義務者の意思の確認というのが特に重要であるという認識のもとに、特にそこをまた入念に行う。あるいは印鑑証明書は本来は登記義務者、所有権を失う登記義務者が持つてくるのを常態とするわけですけれども、買い主が単独でやってきて印鑑証明を持ってきた、あるいは本人が病気で来れないというようなどきに買い主だけが印鑑証明なんかを預かったという形で持つてくる、こういうときには、特に登記義務者が本当に所有権を失うのですよ、その登記申請をあなたはやろうとしているのですねという、この意思の確認というものを日常的な業務の中でやっているということを私は知っておるわけでございます。

今、十点ばかりにわたりまして御確認をいただいたわけでございますが、私が申し上げたいことは、今の御答弁にもありましたように、例えば実体関係にまで入って調査をする義務がある。あるいはまた囑託人の言いなりになって書類を作成した場合、仮にそれが不実な登記であつたとすれば、その登記を信頼してその権利を取得をした第三者に対して不法行為責任は免れないというふうに判決でも言われている。あるいはまた登記官とは対置される形の実質審査権をしっかりと行使をして、そして真実の登記というものを担保するように、確保するようその業務を行わなければならない。むしろそういう義務を負い、あるいは課せら

れている、そういう司法書士であります。

先ほども民事局長が御答弁になりましたように、結局は、国民の権利義務に重大な関係を有する書類を、一定の資格を有し相当の法律的素養のある者に国民が囑託して作成してもらうということが、局長おっしゃるように国民の利益、公共の福祉に合致する、こう考えたから、国が司法書士法を定めて、そしてこの登記申請書類の作成権限を独占的に司法書士に与えたのだ、そしてその資格のない者にその業務の取り扱いを禁止したのだ、

こういうことであるわけでございます。局長がお認めになったとおりでございます。したがって、私はこの登記代理権というものを考える場合に、この点をしっかりとベースに踏まえて議論をしなければ、あるいは方向づけをしていかなければ、これは大きな誤りを犯すことになりはしないかというふうに思うわけでございます。仮にそのような十分な注意義務を払わずに結果的に不実の登記というものをしてしまった場合には、第三者に対して不法行為責任を免れないぞというような、そういうような厳しい一つの使命あるいは役割、責任というものを与えられている司法書士が代理してなす登記の申請と登記の手続と、司法書士以外のそういう資格のない者がなす登記申請とその代理手続と、この不動産登記法上何ら区別がなされていない、これは常識的に考えていかがなものかと私は思うわけでありますけれども、局長、いかがでございいますか。

○藤井(正)政府委員　司法書士法では、業として登記事務を代理することは司法書士の専権といたしておりますが、一般の人が個別に代理をするのと自体は別に禁止をいたしておりません。そういう意味では、司法書士が独占的に登記代理を行うという形にはなっていないわけでございます。これは登記事務そのものが、登記の代理が、今まで先生がいろいろ御指摘になりましたように、いろいろ当事者の利害に深くかわりを持つこととはもちろんでございますけれども、登記の依頼人が特定の人を信頼して特定の人にその登記の代理を

ゆだねるということ自体までは禁止する必要がないというふうに考えているからでございます。これは何もひとり司法書士法に限りませんで、ほかのいろいろな士業種についてもおおむね共通して言えることでございまして、代理をするからには必ず司法書士でなければならないという制度を設けるかどうかは、単に今まで先生がお挙げになられましたような観点からだけで決するというわけにはまいらないのではないかと、いうふうに思う次第でございます。

○山田委員　午前中の質疑応答を私も拝聴しておりましたので、要するに、民事訴訟法で簡易裁判所については許可を得て弁護士にあらざる者でも訴訟代理人になれるということを局長はおっしゃりたいわけでございます。ただ、司法書士の登記代理権というものを仮に法制化したとしても、実質的にどうなんですか。余り変わらないのじゃないですか。要するに本人が登記申請できるといふ道は開かれているわけですから、それまで否定せよということでは全くないわけでしょう。

それから、訴訟の場合も、これは原則本人訴訟ですね。最高裁まで本人でできるのだ。訴訟をやっているわけですよ。ただ、地裁以上は訴訟代理人を置く場合には弁護士強制主義だよ、簡裁の場合には許可を得てだよ、こういうことになっているわけですよ。しかし、実際には、民事訴訟法にそういう非弁護士でも簡裁においては訴訟代理人になれるという規定があるけれども、規定はそうなっていますけれども、実際の運用という面で考えたら、これはどういうことになっているのですか。実際には、運用面まで立ち入って分析してみれば、結局弁護士を訴訟代理人にするかあるいは本人訴訟でいくかの二つしかないのじゃないですか、実際問題としては。局長、これはどうですか。

○藤井(正)政府委員 裁判所の実務の扱いについてまで私が申し上げるのは、いささか行き過ぎかと思っています。登記の代理人につきましては、実情を拝見しておりますところでは、恐らくもう九割以

上の事件において司法書士が代理人として関与されているのが実態でございます。そういう意味では、格別法律の規定を設けることはなくとも、事実上司法書士が登記代理を独占なさっているに近しい状態にあるというふうに考えられます。また、登記所における行政運営の立場から申しまして、登記の専門家でございます司法書士が代理をなさることの方が行政効率を上げる上からでも極めて意味のあることでございます。

ただ、問題は、司法書士以外の第三者は代理をなし得ないというふうに限定的な決め方をすることが果たしていかなるものであろうか。これは、一般国民の経済活動の自由を制約することにもなりますし、これを依頼することになりますと、昨今のいろいろな契約コストその他についての節減をいかなる企業においてもいかなる個人でも図っておる今日でございますから、そういった面からの反発もないわけではないと思えます。また、隣接いたします領域において、弁護士でございますとかあるいは税理士でございますとか、こういった方々との間で業際問題にまで発展をするわけでございますので、そのような法律ではつきりとした決め方をするというのは必ずしも適当でないというふうに考えざるを得ないわけでございます。

○山田委員 何点か今の御答弁に対して指摘をしておきたいのです。

裁判所に関することを答弁する立場にないというところでございますけれども、それでは申し上げていけば、確かに非弁護士でも簡裁では許可を受ければ訴訟代理人になれるようになっていきます。しかし、現実には運用の問題ですから、そこまで見てかからないと真実はわからない。結果的にそれは弁護士が訴訟代理人として独占的に存在をする。それ以外では、結局は本人訴訟しかないのだ。実態はそうだというのを私はまず指摘しておきます。

今僕の手元にあるのは、六十一年の司法統計年報、全簡易裁判所についての弁護士を選任状況別などという資料なんですけれども、この資料を見ても、要するに簡易裁判所における事件の総数が幾つあったか、そのうちに弁護士をつけたものが幾つあったか、それが当事者本人によるものが幾つあったか。したがって、いわゆるこの司法統計年報の中でも、弁護士以外に訴訟代理人となつたそういう事件の数というものもほとんどとっていないのです。実態的には訴訟代理人は弁護士、そしてそのほかに訴訟の手続等がなされるものは本人訴訟である、実態はそういうことでございます。したがって、民訴法の同じ士法の横並びで見ると合理性がないとかあるいは納得が得られないということをや余り強調されても、それはまさに余り説得力を持たないということとはちょっと指摘をさせていただきます。

それから、その後にもまたお話がありまして、登記申請の代理権を有する者は司法書士だけだと限定することは国民の自由な活動を妨げることになるのじゃないか、あるいはまたお金をかけなければ登記申請ができないのじゃないかとおっしゃいました。けれどもよく伺っておりますとそういうことではないでしょう。局長、国民の活動の自由を何で妨げることになるのですか。それは本人の登記申請手続の道を閉ざさうというわけじゃないのですから。それじゃ司法書士に頼まなければならぬ、金がかかるじゃないかというけれども、御自分でその場合にはなさればいいわけなんです。あるいは親戚の者がいて、例えば登記官を定年退職されて余暇を楽しんでおられる、自由な時間がある、じゃそのおじさんのところへ行つてちょっとやってみてもらおう、やってあげよう、ただでいいよ、これはあり得ると思えます。思いますが、それでしたら何もおじさんにやらせなければ国民の自由な活動が妨げられるという理屈にはまたならないでしょう。それは、おじさんから本人が聞けばいいじゃないですか。いろいろと登記のやり方、こういうふうによれば申請書はできるよ、それで本

人申請でやりなさい。これだつて国民の自由な活動の妨げにはならない。

私がなぜこの問題を今こうしてこういう角度から取り上げているかという本当の考え方というのは、我が国の百年の歴史を持つ不動産公示制度、それが登記官の形式審査主義、あるいはまた後に触れたと思いますが、原因証書は必要のない義務づけられた添付書類、提出書類ではないというふうな、そういう中で弱点、もろさ、あるいはどうしても補つていかなければならない欠陥というものがあつた。ブックスシステムへ移行しようという百年の時代を画す登記システムの、公示システムの大変革の時代に來た。しかし、いかにコンピュータシステムに移行されたとしても、真実の権利変動に見合う公示というものがなされなければ、あるいはまた権利変動がないのに公示だけがなされるというふうな、制度の根幹から出てくるような問題をどうしたら一つ一つその芽を潰していくことができるか、克服していくことができるか、もつて我が国の公示制度を一層発展なさせなければならぬ、そのためにはどうしたらいいかという角度から、司法書士の登記代理権付与という問題も前向きに積極的に検討すべき一つの課題であるのですよということを私は申し上げておきたい。前向きに検討をなさるべきじゃないのですか。

○藤井(正)政府委員 訴訟制度には訴訟制度としての長い歴史と伝統がございます。その中で代理権というものは決められてまいりました。また、登記は登記として、もともと裁判所における非訟手続として現在のような代理の形態がずっと続いてきたわけでございます。私が申し上げたいのは、確かに不動産の所有が一部に資産家だけの事柄でなくて非常に国民的広がりを持ってきた、そしてまたこれが非常に資産価値を持つてきたということ、さらにそれをめぐりましていろいろな犯罪その他の問題も起こっているということはそのとおりでございますけれども、

だから司法書士に独占的代理権を与えなければならぬというふうな国民的合意が形成されるまでにはまだ至っていないのではなからうか、そこまでは法律が突出するのはいかなるものであろうかというのを申し上げたわけでございます。

ただ、こういったような問題状況は、将来極めて長い長期的視野で見た場合に、いろいろ社会経済生活も変わつてまいりますし、司法書士という制度もさらに発展することでもございましょうし、国民の意識もどのように変わつてまいりますか、私どももちょっと予測しがたいものがございます。でありますから、そういった推移を慎重に見守りながら、制度全体の見直しとも関連づけて検討するような時期が来ないとも限らないと思っております。そういう意味合いにおきまして、この問題につきましてはかねてから日本司法書士会連合会の方からそのようなお話もございまして、私どもは今の時代ではこれはちょっと難しいことではないかというふうに申し上げておりますが、今後も協議は続けてまいりたいと思っております。

○山田委員 私は、今すぐやるべきだというふうに申し上げておられるわけではございません。不動産公示制度の持つ弱点、欠陥というものを少しでも是正をしていくことが、我が国の経済取引社会を支え、あるいは一層着実に発展をさせていくむしろベーシックなシステムである、登記制度である、極めて重要であるということをお申し上げておられるわけでありまして、これを支え発展させていくために一歩でも二歩でも前進できる、そういう認識を持つことができればこれをむしろ積極的に今後の検討課題としてお取り上げいただきたい、あるいは位置づけていただきたいというふうに申し上げます。今の時代ではなん

でございまして、そういう時代が来ないとは限らないとは思いますが、二重にも三重にもたがをはめられたようなそういうあれじゃなくて、私は今質問している本當の気持ちは、そういう大事な制度をより発展させるために今の弱点をどう克服するか、その方途について前向きに建設的にい

いろいろな可能性を積極的に検討するべきじゃないでしょうか、こう申し上げているわけで、局長、もう一回すっきりした答弁を。

○稲葉政府委員 先生御指摘のように、登記における信頼の確保ということは非常に大切なことでございまして、それをどういうふうにして図るかというの、いろいろな角度からいろいろな方策を私どもも検討してまいらなければならないと思います。その一環として、先生御提案の登記代理権制度というものも一つの考え方ではございまして、現在のところそれがそういう大目的のために最もふさわしい制度、あるいは国民にとって最も理解のいく制度であるかどうかということについてはまだ確信を持つ段階ではありませんが、そのほかのいろいろな制度との比較において検討してまいるといふことについてはやぶさかではないというふうに思っています。

○山田委員 司法書士登記代理人の法制化の問題と裏腹なんですけれども、登記代理といふことの概念が不明確であります、不登法上に何ら代理権に関する規定がないわけですから。したがって、実体法たる民法の代理権のところでも処理せざるを得ないわけでございます。

これをどういうふうに思われますか。こういうことがありますよ。

甲が売り主、乙が買い主。甲乙間で不動産について所有権の移転がなされました。そして、契約に基づいて司法書士Aのところへ登記手続の代理を委任してまいりました。それが本日、四月十五日だとします。そして、A司法書士がそれを当然実体審査をきちとやった上で受けました。そしてその午後から夕方書類を調製をして、明日朝一番で出そう、こう決意をしていた。ところが十五日の深夜、この登記義務者の甲が何らかの事由によりまして亡くなってしまう。こういう事例があり得ます。しかし司法書士はそれを知らされていなかったとすれば、当然先ほど事務所に来た人がその夜死んだんだんという事は夢想だにできないことですから、予定どおり朝登記所に所有

権移転登記の申請書を提出をしました。

そうだった場合に、これは御案内のとおり民法百十一條の代理権の消滅事由、本人の死亡によって代理権はもう消滅しているわけですね。そこで、そのなされた登記については後にその相続人から訴えが起されまして、代理権が消滅してなされた所有権移転登記というのは要するに無効である。私の父親は、被相続人は不利な取引条件のもとで乙との間に契約を結んだのだ。しかも登記申請の段階では本人はもう死んでいる、代理権はなくなっている、したがってこれは無効だという争いを起こした。しかし判決はその登記申請が実体になつていたということで、これは有効であるという判決が出されております。

ところが、これはどういふことかといふと、要するに登記代理についての概念が不明確だから、不登法上に代理権に関する規定が何ら置かれていないのですから、こういう取引の混乱あるいはまた乙の、いわゆる権利者の権利が害されそうになる、あるいは害されるという事態を引き起こしてくるわけでございます。判決でそう出たからといって、同種の類似の事件が今後起きないとは限りません。起きたその都度、これは訴訟になるでしょう。その都度またこれは裁判関係の大きな負担にもなるし、そしてそうじゃなくても、司法試験の合格者数を基準を緩めて、もうちょっと大きくして検事、判事、弁護士の方をふやそうというようなその一つの有力な根拠が、裁判事務あるいはこういう訴訟の滞留といふ点か、なかなか迅速に処理できないという点など、ころにも置かれています。こういうことを考えてみますと、この事例はまさに登記代理人制度の法制化と裏腹の関係で、登記代理権が極めて概念が不明確なところからよって起こる一つの例でございます。

もう一つあります。これは、現実には数年前に九州で起きた事件でございます。登記事件の場合にはよく住所とかあるいは姓名が婚姻等が変わつたというところで、名義変更というものが前提である場合が多いです。いわゆる現在の所有者の実態に合わないという意味で、住所変更とか名称の変更とか。この名義変更登記、それから引き続いて抵当権等の抹消登記、その次に、きれいな状態とところで所有権の移転登記、それから所有権の移転を受けるために新たに銀行から借入れを起すことを原因として担保権の設定。したがって、名義、抹消、移転、設定、こういう連件事件というふうに言っておりますけれども、これを受ける場合があるのです。これがよくあるのです。

それで、名義変更をする人が甲、したがってA銀行から金を借りて、抵当権をつけていた。そのA銀行と甲の間で担保権の抹消登記。それからこの甲と今度は権利者、買い主の乙、甲と乙との所有権移転。そして乙はB銀行からあるいはあわせてC公庫からお金を借りて、この所有権移転登記を受ける物件の代金の支払いに充てた。したがって、設定登記を銀行や公庫のためにしなければならぬという義務が発生する。この一連の連件事件の中で、こういう事例が現実起こりました。

それは、この連件事件に関係する当事者は、甲、乙、A、B、C、この五者がそれぞれ司法書士にそれぞれの登記の委任をいたしました。それで、司法書士はその実体関係をよく把握をして、登記所に連件事件として提出をした。その後、A銀行に対しては抹消しなければならぬ甲が二百万円A銀行に支払って、そうして担保権を抹消してもらいたいと言った。ところが、実際に乙から入ったお金が百五十万で、五十万足りなかった。しかし、すぐお持ちしますからということで、実はA銀行の担当者は委任状を交付してしまつた。ところが、すぐ五十万持っていきまうと言つたのだけれども、その甲が来なかった。したがって、A銀行では待つて、ある一定のタイミングで判断をして、これは我がA銀行の利益が害されるというところで、甲を呼んで二人でもって登記所へ行つた。そして、我々はA司法書士にはもう委任の終了を告げてきた。したがって我々は当事者だ。

A司法書士から提出された委任状に実印を押してあるけれども、A銀行は実印を持ってきた。その場合には実印は要らないかな、担保権の抹消だから要らないかもしれない。いずれにしても、A司法書士には委任の終了を告げてきた。したがって、我々はこの抹消登記については本人が二人で出頭したのだから取り下げてもいいと言つた。登記所の判断では、それは取り下げたのです。

そうなりますと、この取引というのは物すごく混乱します。特に、所有権移転を受けるべき買い主の乙は、担保権が抹消されたものを所有権移転を受けるといふふうに当然理解していたものが、結果的に登記が済んでみて登記簿を確認してみたら、あるいは権利証の裏に担保権設定という印が押捺されていた。こういうことになると、特に乙の権利が害される。乙に金を出したB銀行、C公庫の権利も脅かされる。これはどこから来るかといへば、同じように不登法上登記代理権に関する規定が全く整備されてないのですから、結局民法百十一條の第二項、要するに法定代理人あるいはまた会社の代表取締役の代表権、いわゆるこういう代理権とは違つて委任による代理権です。この場合でいへば甲とA銀行が司法書士に対して、委任による代理権だから委任による代理権はこれで終了しました、このように一方的に通告すれば、通告される方の司法書士は、いやそれは困る、委任はまだ終了してないこととしてくれとは言えない。これは要するに、そういうことから来る取引の混乱の典型的な事例です。それからもう一つは、これは権利者の権利が害されるという典型的な事例でございます。

私の承知しているのは九州の数年前の事件でございますけれども、全国的にはこういう事件が皆無だとは言いません。それはもつとあるかもしれない。民事局長さん、それから審議官、これも要するに登記代理権をいつまでも不明確なままに、ということばすなわち不動産登記法上にいつまでも登記代理権の明定をためらつていたり、

それを避けようとしていたれば、これは年月がたつたほど、時代が進展すればするほど高度、複雑そして多岐にわたる不動産登記の実態になつていくわけですから、激増するわけですから、手おくれになりかねませんよ。あるいはまた、そういう経済取引社会の秩序というものを根底から脅かすことになるんじゃないでしょうか。

したがって、こういう観点からも、不動産登記法をブックレスシステムへ百年ぶりに大変更の時期を迎えて、移行させるためのいわば第一次の不動産法の改正法案が今出されたのですから、この機会に登記代理権の明確化と、それからそれと密接に關係する、あるいは表裏の關係にある登記代理人の法制化ということも、余り等閑視するとは言いませんけれども、要するに我が国の不動産公示システムを主管する、所管をする法務省、そして民事局という立場において、もうちょっと問題意識を厳しく持たれるべきではないのでしょうか。私は、このことを強く申し上げたいと思うわけでございます。したがって、局長から、そして審議官から先ほど御答弁をいただきましたけれども、私はこういう観点から我が国の公示制度というものを一層発展をさせ、充実させ、そして国民の皆さんから登記というものは、あるいは登記制度というものは本当に、それは確かに公信用力と与えてないけれども、ただ単なる第三者対抗要件しか付与されてないけれども、登記をすれば安心なんだという国民の強い信頼感というものをこの我が国の公示制度がかり得ていかなければならないという観点から、私は林田大臣に、この登記代理権、司法書士、そしてまたこの登記代理権概念の明確化というものを法務省の一つの重要な検討課題と位置づけられて前向きに御検討いただければ大変ありがたい、よいことではないでしょうか、こう存じてお伺いするわけでございますが、ぜひ大臣から前向きな御答弁をいただければと存じます。

○藤井(正)政府委員 ただいまの先生が挙げられました事柄は、登記の代理権を資格者に限定する

かどうかという問題とはまた別の問題であらうかと思ひます。つまり、この場合における委任あるいは代理の終了事由がどうであるのか、あるいは委任の解除の自由があるのかどうか、こういう問題に つながることではなからうかというふうに考えるわけでございます。個別の法律に特別の規定がなければ民法の規定が適用されるということになりますから、当事者が死亡すれば死亡により代理権は消滅する。しかし、結果なされた登記の効力をどう判定するかというのとはまた別の問題であるということでは、先ほどのような判決の結論に至るものではないかというふうに考えます。また、委任の解除が自由であるのかどうか、民法の委任の規定がそっくりそのまま適用されるのかという点になりますと、お話しのような売り主と買い主との利害が結びつき合つて相互に關係をしていようなどときにはこの解除の自由が制限されるという解釈が一般にとられておるようなこととございまして、そのような委任に關する民法の解釈がこの場合に適用されていくのではなからうかというふうに思つております。

○山田委員 局長、僕はそういうことを伺つてい

○林田國務大臣 登記というものが第三者に対する対抗要件、こういうことで位置づけられてきておるわけでありまして、時代が進んでまいりまして不動産の価値の重要性というものが非常に大きくなつてきておりまして、登記によ

りまして不動産そのものを知りたい、あるいはまた商業登記は特にそうでありまして、会社の実態を知りたいとかそういうことになり、登記というものが非常に重要になつてきておると存じます。そういうときに当たりまして登記の持つ根本的な性格をどういうふうにかえていくかということが重要な問題であると存じまして、これからさらに検討を深めてまいりたいと存じます。

○山田委員 ですから、こういうふう

○林田國務大臣 私の言わんとするところを先生

○山田委員 さつき民事局長さんの御答弁の中

では、今例えば司法書士団体、日本司法書士会連合会と日弁連、弁護士会との執行部の皆さん、あるいは執行部だけでは限りませんが、いろいろなお話し合いがなされておる。お互いに法律事務あるいは法律関連事務、膨大な需要があるわけですから、それをひとり例えば弁護士の方で

一つの法律事務あるいは法律関連事務の担当分野というものがあつた。その交流といひますか、いろいろな話し合い、研究、勉強会の中で、仮に登記の分野については、これは司法書士が専門的な知識を有し、歴史も持つておる、この分野については例えば不動産登記法上に登記は司法書士ならざれば代理人となることを得ず、あるいは加えて、ただし他の法律に別段の定めがある場合は除くというふうなことで、仮にそこである程度理解ができたとして、仮定の問題、そういう話し合いというものはものすごく大事でございまして、積み上げていく、そこに信頼關係が出てくる、お互いがお互いによく理解していくこともできてくるというその延長線上、その結果として局長のおっしゃる業

○藤井(正)政府委員 業問題の一つの理由として申し上げたわけでございますが、それでも弁護士団体と司法書士団体との間で話が仮についてそこが解決したといたしますと、それは一歩前進でございまして、それ以外の団体あるいは国民の世論の動向を考へる上での、一つの重要な材料にはなるうかと思ひます。

○山田委員 局長がおっしゃる国民のコンセンサスができていない。それができてくれば、裏に

法書士登記代理人の法制化あるいは登記代理権の概念の明確化ということではあるわけですね。やろうというつもりである、裏返して読めばそういうことですから、国民のコンセンサスがな



の明確化ということができるというふうな受け取りを要するを得ないわけですが、その点ちょっと確認をさせていただきます。

○稲葉政府委員 そういふ独占性を与えるということになると、それは何らかの公益上の必要性が要するということになるかと思ひます。そして、それは多分登記の信用を確保するということになるのだらうと思ひますが、一方では、国民の間では、非常に登記権利者と登記義務者が知り合っている、そしてよくわかつていて、それが非常に私的な関係で信頼する第三者に登記の代理をさせるというのを禁止する。先生は先ほど、そういうときには教えてもらえはいじやないかということをおっしゃいましたけれども、本人申請の形をとらなければならぬのだ、そういう私的な場合において、当事者の信用は当事者間で考えてみれば全く害されるはずはない。確かに司法書士を登記代理人に選任すれば、それだけ当事者の権利は守られるというふうに私も考えておりますし、そのことは望ましいことだというふうに思っておりますけれども、当事者がそういうシチュエーションにない場合にあってそういうことをさせるかどうかというところは、今後慎重に検討してまいらなければならぬのではないかとこのように思っております。

○山田委員 今あなたがおっしゃったコンセンサスも含めて、コンセンサスが得られればやるといふことでしようかと聞いているのですよ。そうとらざるを得ないでしよう。

○藤井正政府委員 そのような意味での国民的合意が得られたならば、おっしゃるようになるであらうと思ひます。

○山田委員 今審議官が私のさっきの発言を引いて、それではそれは知識のある人に教えてもらえはいじやないか、頼まれた人の申請行為を締め出すというところはよくない。それはそれなりの理屈はあると思ひます。ただ、皆さん弁護士法と横断的に論じられるのですから、僕も横断的に論じ

れば、例えばそれは登記所長の許可を得てやることとができる、これは閉ざしていることにはなりません。それだつてできるじやないですか。

○稲葉政府委員 もう一つの問題は、訴訟行為と登記申請行為と同視できるかどうかということとでございまして、訴訟行為の場合には一つは連続的なかなり長期にわたる行為であるということと、それから裁判所が迷惑するということがあるわけでございます。裁判所が迷惑するということは、訴訟遅延を通じてほかの関係者が迷惑する、こういう論理構成で専門家に頼みなさいということをやっているのだらうと思ひますが、それと同じことが登記申請の場合に完全に言い切れるかどうか。かなり一回的な行為であるということもございまして、専門性の程度というもののあるいは登記所の迷惑の程度というものいろいろ考え方があり得るだらう。そういう点が、先ほど先生がお引きになった登記代理権の終了事由と申しますか、そういうものの明確化について必ずしも訴訟法と同じようなやり方ができるかどうかというところの問題があるということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○山田委員 こう言えはこう言う、ああ言えはこう言うであれなんですけれども、結局、簡易裁判所において非弁護士でも訴訟代理人になれる。しかし、実際の運用では、極めて限られた例外を除いては本人申請あるいは結局弁護士を訴訟代理人に頼まなければならぬ。それは裁判所の運用なわけでしょう。要するに許可するかしらないかですから、許可を得てから、しなければ簡易でも訴訟代理人になれるのです。実態は、要するに本人訴訟があるいは弁護士に訴訟代理人になつてもうかしらない。実態はそうなつてゐるということに僕は申し上げました。

それでは、今度は訴訟の代理の場合と登記申請手続の代理の場合とは、いわゆる稽留するといふのでしようか、要するに事案がそこにとどまる期限が長いとか短いということを基準にして分ける

れましたけれども、長ければどうか。登記申請は確かに一般的に考えて訴訟事件と比べれば短く完了するでしよう。しかし、訴訟期間が長いからといってそれはできるだけ弁護士に、こつちは短いからといってそれは別に構わないじやないか、一般の国民で頼まれた者がやるということとを許しておいても構わないじやないか、そうはならないでしよう。そういう理屈だけでは私はよく理解できないわけございまして、そうではなくて、不動産登記というものは確かに申請手続そのものは一定の様式に従つてやれば済むことです。しかし、その実体関係というものを転じてみたら、これは実に莫大にいわゆる経済的な価値、価値というものが移動するわけです。それはど国民の基本的な財産権というものを動かすわけです。ただ単にAからBに初めて何千万円での土地を売つたという登記だけじやないわけでしょう。そういう登記の申請書の作成とかいうことは、なるほど審議官おっしゃるやうに一定の知識があればできることでしよう。しかし、それでもおこななければならぬとするには、余りにもそれは我が国不動産取引の世界における実態に目を付けたら、そして実体関係を間違いないものに調査をして登記簿に反映させるといふ観点からしたら、それは非常に目を付くられた、そういう立場から、それは非常に思ひやうありません。したがって、登記代理権というものの概念の明確化、これは取引の混乱を防止する、権利者の権利を守るといふ要請からして必要である。

それから、冒頭私が十問ぐらゐのやりとりの中で確認をさせていただいたように、国が司法書士法を制定してそしてその登記申請手続を司法書士に代理をさせるということ、さつき独占的に申し上げましたが、業としては独占的に司法書士に取り扱われることにしたのは、まさに国が、この不動産の取引については相当の法律素養をもち、あるいはまた能力を持つていう有資格者に扱わせることがかえつて国民の利益となり、ある

いは権利保全のためによろしいことなのだという発想のもとで司法書士法というものを置かれたといふことからしても、この制度の発展あるいは制度の改善、補強というやうな立場からこの問題を考えたときには、それは実際に法律を要するなといふことはいろいろ難しいことはあるものでしょう。これは大変な作業であり、そしてまた一つ一つに大変難しいことであるといふことは、私もまだ三期しか当選したことはありませんけれども、それはここに身を置いて活動していただくわかつて、

ただ、私が心から申し上げたいことは、大変だ、あるいはいやそれはといふことで、できないできないできない、これが問題だ問題だ問題だだけを幾ら指摘しても、実際にこの我が国の不動産公示制度は一步も前へ出ないといふことになりまして、したがって、できないできない、難しい、難しい、こうだからあんなにだめなんだという、そういうことではなく、それは私の言っていることも随分乱暴なこともあるのかもしれない。私は、でも自分で勉強してみようといふことなんだなと思うから申し上げてゐるわけですが、皆さんが聞いていて、それは乱暴だよ、無理だよといふのがあつたかもしれない。それは、けれども、それだけを指摘するにとどまっていたら、我が国の不動産公示制度といふものが前進するのですか。それだつたら、もしそうおっしゃるのであれば、私は民事局長さんにも、それから稲葉審議官にも、我が民事局は不動産公示制度をより一層前進させるためにこういうプランを持っておりますといふことを私の前で国民の前に提示してもらわなければならない。それすら出ていないじやないですか、具体的に。そして私が申し上げていることを一つ一つ、これは難しい、これはこうだ、こつちの角度から見ればこうだ、それでは私はいかがなものかな。

残り時間あと三分ですけれども、もしあるのだつたらおっしゃってください。なければ結構です。今言えないというのだったら結構です。ただししかし、私は少なくとも我が国の公示制度を本当中に中

身のある、権利変動の真実を反映した登記というものを實現するために、ひいては国民の信頼というものを一層登記制度に勝ち得ていく、そういう目標のもとに少なくとも今登記代理人制度というものを考えなきゃならぬのじゃないですか、あるいは代理権限の概念を明確化しなければならぬんじゃないですかと私は具体的に申し上げてい

きょうは時間がありませんから、私また次の定例日の審議のときにあと質問をさせていただきますと部長から伺っておりますので、またそのときに伺いたいと思いますけれども、ひとつ公示制度を充実させ、前進させるために法務省がこれとこれとをやりたいというものがあつたら、ぜひ示していただきたい。なければ私どもの言うこともやはりそれなりの立場で、それなりの姿勢でお受けとめいただかなければ困るのじゃないか、私はそういうことで質問を二日に分けてさせていただきます機会をいただいておりますから、きょうはこの登記代理権とそれから代理権限の明確化というテーマが一本、それからそれに関連をしますけれども、我が国の登記制度の本来に根幹として要求されている登記の真正確保のためにどうしたらいいかという、この部分についても一本やろうと思いましたが、前者の一本だけで大体時間でございますので、次の審議のときにぜひ残余の質問はさせていただきますと思っております。

私の質問を終わるに当たりまして、大臣に今までの民事局長さんあるいは稲葉審議官さんとのいろいろやりとりをお聞きいただいでいて、大臣からひとつ我が国登記制度発展のための御決意と、それからまたその最も内側についてこの制度を登記官とともに支えている、一方の当事者となっている司法書士の将来について、法務大臣ひとつさらにこの司法書士職能団体をぜひ見守っていただきたいし、いろいろとまた御指導もいただかなければならぬでしょう。そしてまた、いろいろと将来この不動産登記制度というものを前進させる

ためにともどもにやっていかなければならない部分も当然あるわけでございますので、そういうような観点も含めて御決意並びに御所見をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。大臣、一言どうぞお願いします。

〔井出委員長代理退席、今枝委員長代理着席〕

○林田国務大臣 登記制度が不動産の価値の表示、またいろいろな契約の上におきましても極めて重要なものであるということ、さらに認識を深めたのでございます。先生方の今朝来のいろいろな議論によりまして、司法書士の制度につきましても、これまで登記を行うに当たりまして登記が真正な登記として行われまするために極めて重要な制度であるということも認識をした次第でございます。また、司法書士法におきましては、ほかの法律で規定してある場合は別としまして、司法書士でなければ登記の代理を業務として行うことはできない、かように書いてあるわけでありまして、司法書士は極めて重要な仕事を行っていただいております。このことであらうと存じます。さらにこれから登記につきまして研究を深めてまいりまして、その際におきまする登記の代理制度につきましても検討を深めてまいりたいと存じます。

○山田委員 終わります。どうもありがとうございます。

○今枝委員長代理 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 今回のコンピュータ化、これはなかなかの大きな進歩であると思えます。もちろんそれとの関連で、同僚議員からいろいろ提示しておられた司法書士の役割の問題とか登記の真正の担保の問題とか、いろいろございしますが、最初にお伺いしたいのは、今回のコンピュータ化は諸外国の例等どうなっているのか、日本はそういうところと比べてどういう特色を持っておるのか、例えば分散処理方式とか集中処理方式とかいろいろございしますが、諸外国ではどの程度こういことが行われ、その中におけるいわば日本の今回の改正の位置づけと申します

か、どういことございましょうか。

○稲葉政府委員 外国の制度、特に西ヨーロッパが主体でございますが、北欧諸国におきましてコンピュータ化というものはかなり進展しております。スウェーデン、ノルウェー、あるいは西欧ではオーストリアがコンピュータ化が一応終わっているという状況のようでございます。それからデンマークは表示登記と申しますか、初めの土地建物の登記だけがコンピュータ化が終わっておりまして、権利の登記、そういう所有権等がだれにあるかという点についてはまだやっていない。フランスも同じようなことでございますが、まだ表示の登記についても三分の一程度である。権利の登記については、フランスの登記というものは証書をつづておくというだけのものではない、まして、日本の制度とはかなり違うわけですが、マイクロフィッシュを使っているというところのようでございます。それから、ドイツは費用がかかってなかなか進展していないというところのようでございます。コンピュターを使っている、こういう状況でございます。そして、各国とも大体中央に一つコンピュター登記所を置いてそこで賄うという仕組みをやっております。日本が今後考えておりますような分散処理方式というのはやっておりません。

日本の特徴は、不動産取引がかなり頻繁に起こっております。そして謄抄本の交付申請あるいは閲覧、そういうものの事件が非常に多いということが日本の登記の特徴でございます。この点が諸外国とはやや趣を異にする。そういう意味で、それに対応するような登記制度のコンピュータ化を図っていかねばならないということになろうかと考えております。

○安倍(基)委員 これらの諸外国においていろいろ新しい問題点というのが生じているのかどうか、コンピュータ化に伴って。と申しますのは、これから我々導入する、そうなると思われるに思いますが問題が起ってくるかもしれない

い。そういった前例として、諸外国に何か、特にコンピュータ化に伴って大きな問題が発生しているのございましょうか。

○稲葉政府委員 私どもの知る限りでは、それはどこのコンピュータ化によって特に問題が生じたというようことはないようでございます。

○安倍(基)委員 大臣、これはあるいは担当官の方が詳しいかもしれませんが、今回のコンピュータ化のメリット、デメリットということはどう把握していらつしやるか。それを大まかにいいうか、詳しくはいいでしうけれども、担当官の方でも、あるいは大まかな意味では大臣が答えられても結構でございますけれども。

○藤井(正)政府委員 この登記事務のコンピュータ化が実現した場合に、国民に対してあらわれるメリットは、主として登記事項の公開の面にあらわれるというふうに考えております。つまり、二号事務でございます。これは、登記事項を証明した書面はコンピュータがつくりやすいため極めて短時間で、かつ鮮明な読みやすい文字のものが作成されるということになります。またデータ交換と申しておりますが、遠隔地の不動産あるいは会社の謄本を最寄りの登記所とされる、そういうふうなシステムも開発されておりますので、大変その面では便利になるといことが言えるように思います。こういうメリットに付随いたしまして、このことが登記自体の処理、つまり甲号事務の上にもあらわれてまいります。登記簿への記入の事務、これが今までのやり方と比べますとやはり格段に処理スピードが変りますので、全体として若干の向上が見られるのじゃないか、あるいは登記事項の遺脱とか誤記といったものが減ってまいりますし、そういうことによつて生じた時間というものを、これまで不十分であったいろいろな審査事務に振り向けることができるといふふうに考えております。

○安倍(基)委員 今メリットばかり述べられたわけですが、デメリットもどこかに出てくるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○藤井(正)政府委員 別にデメリットを隠したわけではございませんが、コンピュータ化をする上での最大のデメリットと申しますと、何といつても費用がかかるということでございます。そのために、先年登記特別会計を創設していただきまして、自主財源でやり得る体制を今後おいおいとつてまいりたいというふうに思っております。

○安倍(基)委員 費用の話は長い目で見たらそんな大したことはないのですけれども、例えばプライバシーとか名寄せとかというふうな問題で、いながらにして方々のところをとっていきば、本来であればオープンにならないものもオープンにできる。それはもちろん歩き回ってとってれば別でしようけれども、そういうふうな簡便化するという話もある。場合によっては、これはちょっとやるかやらないかは別ですけれども、税なんかで、むしろ税の当局からいえば方々の財産が一遍にわかつた方がいのですけれども、税あたりがひとつ使わせるといったときには使わせる話になるのかどうか、その辺はいかがでございますか。

○藤井(正)政府委員 まず、名寄せというお話がございましたが、名寄せができるようなプログラムは持つておりません。また、今後も持つ予定はないのでございまして、そういうふうなことに使われるというところはございません。

プライバシーの保護、これはもう極めて重要なことでございまして、民事行政審議会の答申の中でもそのことが特に強調されておりました。そのような侵害を起こすことがないように当然注意してまいらなければならぬこととでございます。

税の関係につきましては、現行法のもとでも登記をいたしました際には地方税法の規定によりまして市町村に通知をするということになっております。これは、今後コンピュータ化いたしましたもコンピュータで打ち出したもので通知をするというところは当然維持されるわけでございまして、それ以外の場面で例えば国税当局にその情報が行流れるというふうなことはございません。

○安倍(基)委員 これは難しい問題で、登記というものはまたみんなに見せなければいかぬという要素があるわけですよ。反面、今までは各地に分散して持っていたればわからなかった。これは、個人が要求してあの人の財産はどのくらいあるのかと聞いたときにばつぱつと打ち出されたのじゃ困るというプライバシーの問題があります。ただ、今までだってえつちらおつちら探していけば見つからないではなかったというわけですね。逆に国税の立場から見れば、みんなにオープンになっているのだから名寄せしてどこが悪い、こういう話になるわけですね。今、名寄せのプログラムがないとおっしゃったけれども、それをつくらうと思えば簡単につくれるわけですね。その辺、つくってはいけないという規定があるのか、あるいはつくらないというふうなことを法文上でも書くのか、その点はどうなんでしょう。

○藤井(正)政府委員 このシステムは登記業務を行うためにつくっておるシステムでございまして、それ以外のプログラムは必要でないわけでございますから、そのようなものををつくる考えは全くないわけでございます。

○安倍(基)委員 私の言っているのは、ないというのが今の方針であつても、それは要するに法文上ないとかあるいは何とか、そういう場合の規定がなければつくりうと思えばいつでもコンピュータの場合にはつくれるわけですから、それはこれからのスタンスとしてどう考えるのか。今はそうしませんが、言っておきますけれども、それは法律のいけばこれは非常に難しい話で、私、すや意地の悪いことを考え出すのが好きな方ですから、ちょっと意地の悪い言い方になるのですけれども、一方において公示でもつてやるという登記の原則。ところが、今までは各地各地ではわかつていたけれども一括してはわからなかった。これからやろうと思えば、プログラムをつくらばばつとわかっちゃう。そこで、これからどういうスタンスでいくのか。

これは答申あたりでもある程度、余りこればかり時間をとり過ぎちゃうとあれですけれども、個人が要求したときには勝手に見せないというふうなことになつておるようでございますけれども、それならそれできつと今そういうことを明文化するなり通達で書くなり表で書くなりせいかぬ。その辺のいわばスタンスをきつと決めておいていただかないと、今ございせん、そうなつていまいせんと言いますけれども、コンピュータというものは、使おうと思えば一つソフトをつくれればできるわけですよ。その辺はまだ検討してないなら、これからの検討課題でございますね。それについてのお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○藤井(正)政府委員 これは一般的にプライバシー保護の問題であり、コンピュータに対する規制の問題でございまして、ひとり登記情報システムのみにかかわることではございません。したがって、それにつきましましては政府全体の問題として考えられておるというふうに承知いたしております。

○安倍(基)委員 それなら、今の公示せねばならないという機能と、公示されるものが一遍に集められていいの悪いのかという問題でございまして、通常のプライバシー保護と比べますと、これはもとより公示をするという性格のものですから、ちょっとデリケートな話があると思ひます。通常のプライバシー保護じゃないのですよ、これはみんな見せなくちゃいけないのですから。この点まだ御検討されていないのであれば、一つのスタンスで検討していただきたいと思ひますが、大臣いかがでございますか。

○林田国務大臣 先生は税の専門家でありますが、その辺は御詳しいわけでありまして、税の公平を図るということが今非常にやかましく言われておりますので、こういうことで公平が図られればかえつていいのじゃないかと思ひます。しかし、名前をいろいろにして分散することでもできるわけでありまして、この方法によつて必ずしも税の助けになるというわけでもないと思ひます。要するに、登記を迅速に、そして簡明によくわかるようにする、また、遠隔の地にあつても登記がどうなつておるかということがわかり得るといふようなことによりまして、メリットばかり非常に多いのじゃないかという気持ちでございます。

○安倍(基)委員 預金とか金とか言つたら、架空名義を使つたり、いろいろな名前を変へることもできるわけですよ。ところが、権利を保存するためのものですから架空名義はもう使へない。子供たちの名前で分散しても、所有権そのものは対抗要件ですから、この辺が非常に難しいところでございます。繰り返すようにすけれども、公示を目的とするものであるから、本当はプライバシーというものではない。もつともそれはだれもかにも全部オープンにするわけではない、関心のある者に見せるわけだけれどもね。税は一つの例ですけれども、もし公以外のものが例えばあの人の財産をさつと調べたい、一遍にばつとわかつてしまふというふうな話になつて、恐らく個人のものについてはそういう要求があつてもやらせるなというふうになつておると私は理解しておりますが、そうですか、ちょっと局長。

○稲葉政府委員 御説のとおり、先ほど局長が申し上げましたとおり、そういうプログラムがないわけでございますから、そういう要求があつても応じられないということになるわけでございます。

○安倍(基)委員 いや、プログラムがあるないなというところは、本来これはつくればすぐできるわけですよ。それは余り理屈にならないのですよ。そういうことをしないことにしているのかどうかですね。

○稲葉政府委員 しないことにしております。その公のものにつきましても、今後国民のコンセンサスが出まして、そういう法律等でそうしてもいいよというところをはつきりされれば応ずることにはやぶさかありませんが、今のところはこつそりとそんなことをするつもりはないわけでございます。

○安倍(基)委員 コーセンサスというものはきつても出てきたような話であつてございましてすけれども

も、これはやはりこれからの、さつき私はデメリットがないのかということを書いたのは、デメリットはただ経費だけの問題ではない、もっと基本的な問題がある。公開を本旨とする登記制度と、反面において、今までは余り問題とならなかった、例えば個人の財産が一週に把握できるかどうかという問題が出てくる。こういったものを、ではどの程度みんなに知らせていいんだ、それがまた公の機関の場合だったらそういうものを使っているのかどうかという幾つかの問題に分類されるわけでごさいますけれども、これについて答申がある程度触れておりますけれども、例えば税の問題とかそんな話まで触れていない。ひとつこれからの検討課題として考えていただきたいと思います。

これが電算化に伴うメリット、デメリットの話でごさいます、次に、さつきちょっと出てきた、登記される以上それが真正でなければならぬ。真正さをどう担保するかという問題があるわけですね。それにつきまして、あるいは同僚議員が既に聞いたかと思えますけれども、いろいろ要望の中には登記原因証書添付義務という話もございまして、この点についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○藤井(正)政府委員 現行法のもとにおきましても、登記申請の添付書類として登記原因証書は原則的には要求されているところでごさいます。しかし、これが存在しない場合などには申請書副本でもって代替できるというのが現行法の建前でございまして、実際に登記原因証書が存在しない場合がある以上、そういう例外的措置は今後も維持しなければならぬのではないかと考えております。

○安倍(善)委員 これは考えてもあれなんです、ただ、比較的最近のように不動産の価値も上がって、いろいろな権利義務の問題が非常に強くなってきたときに、それは民法の原則との絡みもありまして、そういう原因証書はやはりきちっとつけさせるべきだというスタンスも十分

あり得るわけでごさいます。それをつくらせた上でやはり添付すべきであらうという議論も十分成り立つのでございましてけれども、この辺はそういった方向に今後持っていくべきとお考えになるか、今の原則はつくられない場合もあるからこのままでもいいとお思いになるのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思っております。

○藤井(正)政府委員 いろいろ御議論に出ております登記原因証書というのが、物権変動を生じせしめた原因となる法律行為についての書面であるという従来の枠を超えて、むしろ登記を申請するに当たって登記の意思を明らかにするための書面として必要なのだ、こういう御議論がどうもなされているように私も感じております。どうもいいます。そうなりますと、登記申請の意思があるのかどうかということは、現在の建前のもとでは、これは登記申請書とそれに押された本人の印の印鑑証明、あるいはこれが代理人によってなされた場合には、委任状とその委任状に押された印の印鑑証明というものであってその登記申請の意思があることを確認するという建前になっているわけでごさいます。それと御議論になっている登記原因証書というものはどういう関係に立つのかというところをもう少し突き詰めてみたいと思っております。どうも同じものをとおっしゃっているのじゃなからうかというふうな感じがいたしております。

○安倍(善)委員 私の言っているのは、その登記をする意思があるかないかというよりは、登記のいわば事実が本物であるのかどうか。要するに原因行為がきちっとあって登記されるわけですから、私が言ったのは何も登記の意思の問題ではございまして、登記事実が本物であるのかというところを証する原因証書そのことを言っているわけなんです。

○藤井(正)政府委員 例えば所有権移転登記をする原因となりまして行為と申しますと、売買などが挙げられるわけでごさいます、売買をした際の契約書が存在すれば、契約書なり売り渡し書な

どというものが登記原因証書になるわけでごさいます。しかし、今の民法の建前では、必ず書面をつくらなければ契約は成立しないという建前もあっておりませんし、書面をつくらぬと物権変動は起こらないという建前もあっておりません。そういう意味合いからいいますと、常に原因証書はあるとは限らないわけでごさいます。そしてまた、契約によらない原因による物権変動の場合には、書面のないことが多いわけでごさいます。そうしますと、そういう場合にはつけると言ってもつけられないわけでごさいますから、登記原因証書を要求することができないことになるのであります。

○安倍(善)委員 私もさつき民法の問題があまりまずという話をしたもので、その点のことはもちろん理解しているのですけれども、ただ逆に登記で對抗要件をはつきりと表示してもらいたいというふうな場合にはそれなりの、今の売買は契約書がなくなつて云々という話もありましたけれども、あるいはいわば相続とかそういう文書になじまないものという話もありましたけれども、それはそれなりの新しい話とか、相続の実体を示すようないわば文書も作成できないことはないわけでごさいます。そして登記事実の真正を担保するものについて少なくとも對抗要件としての登記を要求する以上、それなりの文書的な基礎を民法とは別に、民法原則はそういう文書がなくなつてやっても構わない。ただ、對抗要件としての登記を要求する以上はそれなりの文書なりのものを作成させる。これは何も民法原則の応用というか、文書がなくなつて契約は成立する。ただしそういう登記を要求する、表示行為を要求するためには、それなりのものをつくるというののも一つの考えではあるまいか。

要求する以上、それについての原因証書をつくらせる。例えば相続の場合に合意なんかなくても相続を証する書面ということも十分あり得るわけでごさいますから、これは私の思いつきでごさいますけれども、今の司法書士会が要求している一つの理論的な側面はそういう面もあるのではないかなと思っております、いかがでございましょうか。

○稲葉政府委員 確かに登記の事実をはつきりさせる、あるいはそれが真実であることを担保させることは非常に大切なことでごさいます、それを登記を機縁としてわざわざ書面をつくらせるということになりまして、現行の制度の上でも申請書で当事者双方が両方とも一緒になって登記を申請しなければならぬことになっているわけでごさいます、その申請書の中にはそういう原因も含めて所有権を移転するという意思は明らかになっているわけなんです。その場合に、それとは別にわざわざ売買契約書という形でそれをつくらせたとすることで、それがたまたま登記を機縁としてつくるだけのものでごさいます、その登記申請の趣旨に合せて適当なものをつくらなければいけないことになるわけでごさいます、余り登記の申請のために役に立つということにはならないのではないかと感じます。その登記原因証書というものの真実性を担保するかどうかというのをあわせて考えてまいりませんとどうも動かないという感じがございまして、そのところについてまだうまい知恵が出てこないというのが現状でごさいます。

○安倍(善)委員 文書作成というものは、登記のときだけ初めて仮契約的なものを書かねばならないかどうなのかという議論もあるかと思っておりますけれども、これは真正であるかどうかを担保するため、例えば、では売買契約者が二人来て、ここでもってうんと言った、それは何も契約書をつくらぬという形でも、本当にそれが真正が担保されればそれなりの一つの証書で確認の証書をつくってもいいわけですから、何も第一条、第二条、第三条というふうなことまでしなくてもいいのかも

しません。しかし、いずれにせよ、真正を担保する意味では何らかのそういう行為が、少なくとも公的な表示機関であるところの登記を要請する過程において、その真正をより強く担保する意味において、何らかの証書作成ということがあつてもしかるべきではないかと私は思うわけですが。

それについて、特にいろいろな権利関係が錯綜してきて公示が大事になってきているときは、民法上は一応そういうものがなくてもできるにしても、登記法上はそういうことを考えてもしかるべきかなと思います。これはいささか議論が重複しますが、今後の検討課題であるかと思ひますが、いかがでございますか。

○藤井(正)政府委員 登記をするならばそのする際に原因証書をつくれ、こういうことになりますと、登記申請書に判を押すと同時に、あるいは委任状に判を押すと同時に、あるいは原因証書にも判を押せ、こういうことになるわけでございます。登記申請書なり委任状なりが真正で正しいものでございませうれば登記原因証書も正しいものになるわけですが、申請書自体がどうも本人の意思に基づかずにつくられたというふうな場合ですと、登記原因証書も同じく本人の意思に基づかずにつくられたという場合が多いのではなからうか。結局同じことに帰するのではないかとこのうふうな感じがするわけでございます。

○安倍(基)委員 私は何れも例えは契約書の判を登記のときに押せと言っているのじゃ毛頭ないのであつて、それはもちろん合意が成立したときにちゃんとそういう契約書なりなんなりできるということでございまして、何も登記のときに一緒にやれというのじゃなくて、登記を要求する以上はそのときに何らかの契約は、合意が成立するにしてもきちっとしたものを一応つくっておくべきなんじゃないかな、それをもとにしてやるべきじゃないかなという考えでございます。これはいささか細かい話になりますから、私の持ち時間も一応あれですから、この辺でやめておきましょう。これは今後の検討課題ということに考えますけれども、

も、これは大臣いかがでございますか。

○林田国務大臣 登記原因証書というのは、その登記についていわゆる歴史を残しておくということになるだろうと思うのです。しかし、それがそんなに意味がないということもあるかもしれないが、将来のためにこれは歴史として残していくものと考えられます。十分検討に値する問題である、かように存じます。

○安倍(基)委員 私の言っていますのは、歴史もさることながら、登記事項が真正であるかどうかを担保するための文書でございますから。

では次に、これからいろいろ司法書士の機能というものをどういうふうに考えていくのかな。

さつきも同僚議員からいろいろ話がございます。これは大きな検討課題だと思ひますけれども、日本の場合には非常に弁護士も数は少ない。それから司法書士も余り多くない。一万五千人ぐらいだと聞いていますが、アメリカあたりは弁護士がべらぼうに山ほどいるので、例えばよく日米関係で弁護士の自由化なんという話があつて、私は向こうの何十万もいるのとこっちのちよっぴりのと全く対等に考えるのはおかしいよというふうな議論をいたしましたけれども、これは例えばイギリスなんかはバリスターとソリシターというふうなものがある。日本の場合に、いろいろ司法書士に私も知り合ひはいますけれども、ちよっとした法律相談は随分司法書士のところで載っているものもあるのです。しかし、これを全く弁護士と同じ資格を与えるということは毛頭いかな、弁護士試験という大変難しい試験があるわけですから、若干弁護士と今の司法書士の中でもう少しソリシターに近いようなものをつくらうか。

一つの方法でございますし、あるいは弁護士の立場からいへば弁護士の数をもっとふやすべきだという議論になるかと思ひますけれども、この辺は非常にデリケートな問題でございますが、これは今後、今司法試験の改正案が出てきていますね。この問題については最後にちよっと、一体いのかどうかという問題があるのでございますけれども、

はむしろ一般質問に入れた方がいい話かもしれないけれども、それとの関連で将来の司法書士の地位というか、それをどう考えていくのかなということについてのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○藤井(正)政府委員 司法書士は登記、供託の手續の代理あるいは裁判所等に対して提出する書類の作成といったような業務を任されているわけでございます。その業務を処理するためには一定レベルの法律知識を必要とする。そういうことでもって国家試験も課せられて、一定の資格が承認されているわけでございます。その業務を遂行する上でもって市民に最も身近な存在として、相談相手となつて親しまれる存在となつていくわけでございます。こういった面でも充実されていくことは望ましいことであらうと思つております。ただ、これは関連の業種といふいろいろ影響があることでございまして、慎重に考えさせていただく必要のある面もあるわけでございます。

○安倍(基)委員 今時間もございせんから、私もほんとうも当選人数が少ないものだから質問時間がいつも短くて非常に残念でございます。最後にちよっと時間がございませう。

司法試験の話ですけれども、今度いろいろ改正されて、例えば三回、若いうちに受けたものは数に数えないという話もあるようですが、回数制限をしたり、人数も若干ふやしましたけれども、アメリカあたりのあれから比べると人間は全然少ないのですよね。アメリカのやり方というのはまた随分ちよっと、学校を出さなければ弁護士にすくらないの、弁護士が非常にやさしい。あれは逆に質がえらい低下しちゃつて、何でもかんでも事件にするような事件屋的な弁護士がふえてきているという要素もあるかと思ひますけれども、これからのあれとしては、今まで日本人は権利は余り主張しなかつたわけですが、これは非常に最近はそのような権利の主張に訴えるというところになってきている。これは裁判官の数の問題も

あるのですけれども、もう少し弁護士にしても判検事にしても数はふやした方がいいのじゃないかなという気がすると同時に、その三回、日本人というのは柳の枝に飛びつくカエルで、何回も何回もやる人間がそれなりのまたあれがあるので、何もそんな無理に、おまえ三回受からなかつたらだめよということもあるまいなという気もするのですけれども、その辺、今度の司法試験の改正案あるいは弁護士の数なんかについて、さっきのいわば司法書士の数の問題もございしたけれども、どうお考えになるか、最後にこの質問をしてお答えを承りたいと思ひます。いかがでございますか。

○根来政府委員 十分御理解いただいておりますのでございませうけれども、今の司法試験の現状というのは非常に憂慮すべき現状にあるわけでございます。繰り返して申し上げて恐縮でございますけれども、六回受けて合格の年齢が平均で二十八歳といふのはいかに遅過ぎるということもございませう。二十五歳以下の者も全体の二〇%ぐらいを占めているということもございまして、もう少し若い者が通るような試験にしたいというのが私どもの希望でありますし、また大方の御希望であらうと思ひます。

そういうことで、この間法曹基本問題懇談会で御意見をいただきました、やはり回数制限とそれから今先生が御指摘になりました法曹の人口をふやすというところから、これは幾らとは言つておりませうけれども、七百人ぐらいふやしたらどうかという御意見が非常に強かつたようでございます。そういうようなことも踏まえまして、私どもで事務案といひますか、そういうものをつくりまして、弁護士会なり裁判所なりあるいは学界、大学の御意見を聞くという段階に至つておるわけでございます。

その中に、ただいま申されましたような回数制限というふうな、若干外科的な方法も方策として提案しているわけでございます。これは結局、何回も受けるという者と、大学を卒業してまだ間も



ない者が受けるというのは非常に条件が違ふわけ  
でございまして、その条件をそろえまして、同じ  
スタートで受験していただいて、そしてその能力  
を見ていくのがいいんじゃないかということ、  
三回ぐらいはどうだろうかというように、現在  
在提案をしているわけでございますけれども、そ  
れに加えて、現在受験中の者が不利益を受け  
ないよう十分配慮していくことが前提で  
ございまして、そういうことを現在考えて  
おり、また一方では法曹人口もふやしていこう  
というところで、七百人以上はどうだろうかとい  
うようなことで、今各界に提案して御意見を聞  
いているところでございます。十分御理解をいた  
だきたいと思っております。

○安倍(基)委員 何百人がいいかどうかという  
は、将来どうなるのかという一つの見通しのも  
にやらなければいかぬことだし、しかも、弁護  
士ばかりふえても裁判所の裁判官が余りふえな  
かったら、なかなか裁判もすらいかない。その  
相関関係があると思ひますけれども、それは長  
期的な見通しでもう少し人数を考えなければい  
かぬと思ひますが、三回受からなかったらおしま  
いというのではなくて、もっと若い人間も受か  
るような試験を出せばいいのだし、人数も要す  
るにう少しふやしてあげれば、能力が本當にな  
いのか試験のやり方が悪いのか、はつきりしな  
いわけ、それは三回で無理に切ることはいんじ  
やないかな。しかも長寿社会の今日ですから、年  
とつてからなつた、それなりの人生経験もある  
かもしれせん。若い者が受からないというのはそ  
れなりの試験の出し方が悪いのであつて、何も  
人が大勢いるから、そしてそればかりがと思わ  
ないので、これはちょっと私は残念ながらもう時  
間がなくなりましたので、私の場合は委員が少  
ないからこの次もまた立てるかと思ひますので、  
この辺でやめておきます。

【今校委員長代理退席、委員長着席】

○戸沢委員長 安藤(基)君。

○安藤委員 今度の不動産登記手続のコンピ  
ューター化の問題につきまして、午前中から、それ

ら先ほども、一体どういうメリットがあるのだ  
ろ、それからデメリットもあるんじゃないかとい  
うお話がありました。そして、それに対して法務  
大臣あるいは民事局長の方から御答弁がありま  
したので、繰返すことはいたしません、普通こ  
ういうコンピュータ化というときには、人手で  
やっておったのを機械にやつてもらふとか、だ  
か人数の節約になるとか、人数の関係で言いま  
す、大臣御承知のように、登記所関係の人手が少  
ないで人数をふやしてほしいという請願が何回  
も出されてそれが採択をされているという状態に  
あるのですが、それが人数をぐつと減らすことが  
できるんだというふうなメリットがあるのか。  
それから、普通はこういう機械化によつて経費が  
非常に安くできるんだというのがメリットとい  
ふに考えられるのですが、先ほどお伺ひしてお  
ると、デメリットの方は費用がかかるのだとい  
ふに答弁をされておるわけですよ。そして、メ  
リットのほうはその証明書がきれいになる、それ  
から遠隔地から証明書がとれる、それから甲号事  
件では手続が簡便で迅速だ。どうもこれは、人数  
の関係からしても、職場の人たちに意見を聞き  
ましたが、ほとんど変わりないという話です。こ  
れだけのメリットで、後から順次お尋ねするわけ  
ですが、相当莫大な費用がかかる。これは一体何  
でコンピュータ化をするのか、よくわからぬ  
ようになってきたのです。普通は費用が少なくて  
済む、人手が少なくて済む。ところが、どうも逆  
じゃないかなという気がするのですが、その点ど  
うですか。

○藤井(正)政府委員 コンピューター化を進める  
ことによつて人員についてどういう効果が出てく  
るかというところは、コンピュータ化が完成した  
後のことと、それからそれに至るまでの経過的な  
段階とで若干事情が違つていこうかと思ひます。  
コンピュータ化の初期におきましては、現行  
の事務処理と並行してコンピュータ化のための  
移行作業を進めなければならぬわけございま  
す。また、登記事件は年々増加を続けているわけ

でございまして、そういう意味合いにおきまし  
ては、今後やはり人員の必要は出てくるわけ  
でございます。コンピュータ化が相当程度進ん  
だ、あるいは完成した後にございまして定員事情に  
どのような影響を与えるかというところは、これ  
は、相当程度登記事務の上でコンピュータ化に  
よる省力効果というものが出てくることは予想で  
するわけでございますけれども、その効果を厳密に  
推計するということは現時点では困難であらうか  
と思ひます。

同時に、現在の登記事務の処理は事件の増に  
応じた人員の増ができておりませんために、もろ  
ろの審査事務がかなりお留守になつてきている  
面がございまして、そういう省力効果が出てき  
ました場合には、今後は登記の審査事務を充実  
させていくという方向に相当力を注がなければなら  
ぬんじゃないか、また、それが可能になつてくる  
のじゃないかというふうな期待をしておるわ  
けでございます。

○安藤委員 いろいろ話を聞いておきますと、今  
度は謄抄本のかわりに登記事項証明書ですが、そ  
れを出されるということですが、これまで謄抄  
本を交付するときに手数料が要ります。その手  
数料よりも登記事項証明書の交付を受けるには手  
数料が高くなる、増額をするというところは考  
えておられるのじゃないですか。だから、そういう  
も国民にとってデメリットの方じゃないのかとい  
うふうにお尋ねするのですが、どういふような計  
画でおられるのでしょうか。

○藤井(正)政府委員 登記事項証明書は、コン  
ピューター化した後において現在の謄抄本にか  
わるものとして考えているわけでございます。し  
たが、これの手数料というものは現在の謄抄本に  
準じて考えるべきものではなからうかというふう  
に思っております。ただ、一つつけ加えておく必  
要がございまして、コンピュータ化の経費とい  
うものは、特別会計のもとにおきまして手数料に  
よる財源を中心として組み立てられております。  
今後の移行計画の中で、その財源確保の意味合い

も含めまして、手数料の増額を図らなければなら  
ない事態というものが出てくるのではなからうか  
というふうに考えております。それは財源計画の  
中に組み入れて考えているところでございませ  
う。

○安藤委員 ですから、そういう関係もこれは国  
民にとってはデメリットじゃないのかというふう  
に思ふのです。具体的には後々お尋ねをしたい  
と思ふのですが、それから、これも後々お尋ねを  
したいと思ふのですが、今度は閲覧というふうな  
ことがなくなつて、登記事項要約書ですか、それ  
を出されるという話も聞いています。そうす  
ると、閲覧できなくなるという不便というもの  
も、これはデメリットの方じゃないのかという  
ふうにお尋ねします。

こういうふうないろいろな問題をばらんと  
いうふうにお尋ねしますが、まず、細かいことで  
縮めてお尋ねしますが、今度の改正法案百五十一  
条、これは新設のところですが、これと百五十  
一条、五五二条を見ますと、登記簿という言葉  
が出てくるので、百五十一條、二は「登記簿ハ  
磁気ディスクヲ以テ之ヲ調製ス」。そして百五  
十一條、五に「第百五十一條ノ二第一項ノ登記  
簿ニ記録シタル事項」といふふうになつてくる  
わけですが、そうなる、登記簿という言葉はあ  
るのだけれども、今度こういうコンピュータ化す  
ることによつて何を登記簿ということになるのか、  
登記簿というものはもうなくなるのだらうか。百  
五十一條、二の関係でいくと磁気ディスクを登記  
簿というのだらうか、あるいは百五十一條、五の  
一項の終わりの方にある「新登記簿ノ登記記録」  
を登記簿ということになるのだらうか、ちょっと  
うわからぬのですが、その辺のところを説明し  
てください。

○稲葉政府委員 不動産登記法は、十四条にお  
いて「登記簿ハ土地登記簿及建物登記簿ノ二種ト  
ス」、これが一番初めに出てくる条文でございま  
す。要するに、土地に関する権利関係を公示する  
登記簿と建物に関する権利関係を公示する登記簿  
と二通りある。そういう意味では、登記簿という

のはそういう登記事項と申しますか、あるいは不動産に関する権利状態を公示している、そういう登記事項をまとめた情報の集合体であるという意味で使っているというふうな考えておられるわけでございます。その媒体として紙のものと今度のよう磁気ディスクを使うものがあるというふうな区分けをしております。

○安藤委員 そうすると、今紙と磁気ディスクを使うものがあるというふうにおっしゃるのですが、今度は、全部がコンピュータ化されるまでは紙と磁気ディスクが登記簿ということになるわけですか。

○稲葉政府委員 そういうことになるかと思ひます。

○安藤委員 そこで、今登記法の十四条をおっしゃったのですが、十五条には「登記簿は一筆ノ土地又ハ一箇ノ建物ニ付キ一用紙ヲ備フ、コウある。だから、先ほど紙とおっしゃったと思うのですが、十五条のところで磁気ディスク、これを入れないと法律の条文の体系として整合性がつかないのじゃないかという気がするのです。百五十一条二でいきなり「登記簿ハ磁気ディスク」というふうに出てくるのですが、そうすると十五条のところでひとつこの手当てをしておかないとおかしいのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○稲葉政府委員 その点は百五十一条ノ八で、登記用紙あるいは用紙とあるのは登記記録と、一用紙とあるのは一登記記録と読みかえるというふうにしてあります。要するに一枚の紙ごとにつくるのが普通の登記簿でございますけれども、コンピュータ登録の場合には登記記録という情報の塊を不動産ごとにつくりまして、その情報の塊を登記記録と呼ぶことにして、登記用紙と対比しているわけでございます。

○安藤委員 整合性の関係があるものですから、細かい話で恐縮ですが、そうしますと登記簿というのは磁気ディスクじゃなくて、コンピュータ化されたときは磁気ディスクで調製された登記

記録、これが登記簿ということになるのですか、磁気ディスクではなくて。

○稲葉政府委員 二つの概念がございます。一つは概念的な情報の塊という意味では、おっしゃる通りにディスクの場合には情報の塊は登記用紙ごとではなくて、登記記録ごとに集まったものだということになるわけでございます。ただ媒体と申しますか、材料と申しますか、そういうものは紙と磁気ディスクになる、こういうことになるわけでございます。

○安藤委員 大体わかったような気がするということですが、そこで百五十一条ノ二によりまして、もちろんこの法案が法律として成立したあけくのことでありましても、法務大臣がコンピュータ化する登記所を指定する、こういうふうにあるのです。指定したということは、二項では「告示シテ之ヲ為ス」というのですが、やはりこれは国民にわかるようにしていただかないと、この登記所に行ったら今度は閲覧ができないとか、なんとかということになってくるわけですから、一般国民に対してはどういうふうにして告示される御予定ですか。

○藤井(正)政府委員 告示は官報でいたします。

○安藤委員 官報というのは見る国民は余りないんじゃないかと思うのですが、これは何かいい方法を考えるべきじゃないかと思うのです。午前中も、この法律は国民のためにあるという大臣の御答弁もあつたし、もちろんこの不動産登記法もそうだし、そして相当画期的な改正案でありますし、国民にとってはちょっと勝手が違うと思うのです。行つたところがそこはもうコンピュータ化されているところだ、指定されているところですよ、あなた今ごろ何言っているんだと言つたてそれは始まらぬわけですから、官報だけじゃなくてもっとほかの告示の方法も考えていただきたいと思ひますが、どうですか。

○藤井(正)政府委員 登記所にはその旨を掲示して周知を図るということになります。なお、それ以外の周知方法といたしますと新聞などがあるわけ

でございますけれども、それをどうするかはちょっと考えさせていただきたいと思ひます。

○安藤委員 新聞ばかりではなくて、今のマスコミはテレビというものもあるのです。せっかくコンピュータ化をお考えになる法務省当局が新聞と官報だけでは、いかにも寂しいと思うのです。やはりテレビ、こういうものを考えて、周知徹底をされるように考えていただく必要があると思ひます。

そこで、指定をされるわけなんです、千百七十の登記所があるのですが、幾つぐらい初年度指定をなさる御予定で今考えておられるのか。具体的にどことどことどうというふうな考えておられるのでしたら、それもお聞かせいただきたい。

○藤井(正)政府委員 現在、東京法務局板橋出張所においてパイロットシステムと称しまして、簿冊とコンピュータの並行処理を行つております。この法律が成立いたしましたならば、今年度はまず第一号として板橋出張所を指定していただきます。そこでコンピュータによる登記を行つてまいりたい、こういうふうに思つております。

○安藤委員 これ一つというのは、徐々にやつかれるという御計画ですからさもありなと思ひますが、そうしますと、来年度にはまた幾つかというふうな考えられると思うのですが、ふやしがあつたというのは大体どのぐらいに考えておられるのですか。

○藤井(正)政府委員 特別会計を設けていただきまして、それでコンピュータ化を実施するということになっております。経費の関係がございまして、出だしはかなりスローペースで進むほかはないわけでございますが、順次移行の対象件数をふやしてまいりまして、計画の後半の方に傾斜をいたしますが、大体十五年見当で移行を完了して全面的なコンピュータ化に移りたい、こういうふうに思つております。

○安藤委員 今板橋の話が出ましたけれども、これはいつから着手されるのですか。今は簿冊方式

といわれるブックレス方式と両方並行処理をしておられるという、実験をしておられるわけですね。これは並行処理の実験ですね。今度は並行処理ではなくていくわけなんでしょう。実験ではなくて、いわゆる登記事務をいきなりおやりになるということなのかということも含めてお聞きします。

○稲葉政府委員 コンピューターで扱う場合には、まず現行の紙の登記簿からディスクへ移さなければならぬという作業を要するわけでございます。これにかなりの日数を要するというところから、さしあたり登記事務を現実的にこれで処理する登記所、国民との関係でそういうことが問題になる登記所というのは板橋が初めになるということでございます。板橋につきましては現在並行処理をやっておりますけれども、それは必ずしも全不動産についてやっているわけではございません。一部分でございます。それをなるべく早くやりたいということでございます。できれば七月ごろということを目標にしておりますけれども、私どもとしてはできるだけ早くというふうに申し上げたいわけでございます。

○安藤委員 そうしますと、移行作業に時間がかかる、その時間を見て、実際に国民が例えば登記事項証明書を下さうと言つてきたときは、全部の不動産ではないけれども、たまたまその不動産がそれに合致しておつた場合は、その登記事項証明書はばんと出してやる、そういうような実際の仕事を七月からおやりになるのか、そうではないくて七月からさらに実験ということをおやりになるのか、どちらですか。

○稲葉政府委員 その実験という趣旨がよくわかりませんが、この法律では、指定をすれば証明書を出すということになっておられるわけでございます。これは、実験というよりようなものではなくて、国民との関係ではまさしくそれが登記なわけでございます。そういう意味でそういう取り扱い、ブックレスの登記事務処理を早急に始めるということになるわけでございます。

ただ、それについて今後いろいろの試行錯誤というふうなものがあると思いますので、そういう意味での実験的要素が全くないというわけではないわけであり、それは国民との関係では、やはり本場の登記というふうな言わざるを得ないわけであり、

○安藤委員 そうしますと、実験という面もあるけれども、そういうシステムに繰り入れることになった不動産については、もうこの百五十一條ノ二に従ってやるということなんですね。実験を繰り返して、なるほどこれで間違いないというふうなことはおやりにならないのですか。

○藤井(正)政府委員 板橋出張所でもって、これは現場ではございませんで、実験室でございますけれども、実験を重ねてまいりまして、完了をしたわけでございます。これを今回は現場の登記所へ持ち出して、法律に基づいた登記事務処理をやるということでございますので、実験的要素は、現場における実験としての要素はございますけれども、これはまさに法律に基づいた登記事務処理であるということになるわけでございます。

○安藤委員 私が気になるのは、移行するでしょう。移行するために入力するわけですね。入力をしてそれがそのまま所期の目的を達するようにきちっと間違いなく出てくるのかどうかというのを確認する作業というのは、やはりある一定の期間必要じゃないのかという気がするのです。だから、それは今できるだけ早くとおっしゃったと思うのですが、七月ごろまでの間にそういうことをおやりになるのか。今お話を伺っておるところによると、移行作業に手間暇がかかるので、実際に始めることができるのは七月ごろからだ、だから七月ごろまでは移行作業にかかっておられるのだ、そして移行した結果、間違いなく正確なものがきちっと出てくるかどうかというのを確認する作業をなさらないで、もう七月からすぐ国民に対して百五十一條ノ二に従って作業をして登記事項証明書なり要約書なり、あるいは甲号の受け付けならそれも受け付けて、コンピュータで操作するよ

うな実際の仕事をおやりになるというのはいいのかなという気がするのです。一遍実験して間違いないという確認をやってみる必要があるのではないかと、思うのですが、どうですか。

○稲葉政府委員 移行の作業というのは常にそういう作業を伴うわけでございます。謄本、証明書を出して、あるいは甲号申請をちゃんと受け付けて作動するかどうかということをテストした上で、これで移行は終わったということでございます。何でもかんでもデータを入れてしまえばそれで移行だということではございません。そういう意味では、万全の準備をしてから、これくらいいよいよ実行に移すということになるわけでございます。

○安藤委員 移行するときは作業が必要なんです。これは移行センターというものは別におつくりになるのか。それから、人手なんかはどういうふうなことを考えておられるのですか。

○藤井(正)政府委員 ブックの登記簿からコンピュータ登録簿へ移行する作業は各法務局、地方法務局単位で行います。そのバックアップセンターに、その法務局管内の移行作業を担当させることにいたしております。そのバックアップセンターでは、この移行作業を行うに当たりましては、移行の段階に際しましていろいろな作業があるわけでございますけれども、その作業の主要な部分は外部委託をして民間活力を活用することにするわけでございますが、移行内容の最終確認はやはり法務局の職員がバックアップセンターで行うことになるわけでございます。そのためにバックアップセンターの要員が必要であるということになります。

○安藤委員 今全体のお話をなさったのですが、板橋の場合で言うと、何か話に聞きますと、この板橋の出張所がバックアップセンターになる。しかし、これは仮のバックアップセンターだという話も聞いておるのですが、それは仮かどうかでもきたら話していただきたいと思うのです。今現在、板橋に並行処理しているコンピュータがある

りますね、あれをそのまま使うのか、全然違うものを持つてきてやらなければいけぬのかどうかというところ。そうすると、あの建物の容量の関係とか、人もまた外部委託というお話もおっしゃったのですが、そういう人たちが来ることになるわけだし、その移行作業というのは別個にまたやらなければいけぬわけだし、これはうまくいくのかという心配があるのですが、その点はいかがですか。

○藤井(正)政府委員 バックアップセンターはいずれ本格的なものをつくる必要がございますが、当面は板橋を仮バックアップセンターにして対処してまいりたいと思っております。そのための機器は、バックアップセンター用のものは新たに導入するということになります。あそこ板橋の建物には比較的新しく建てられて、並行処理を前提にしてつくったものでございまして、仮バックアップセンターをそこにさらに併置するという程度の余裕は持っておりますので、さしあたりその機能は果たしていただけるのではないかと考えております。

○安藤委員 十九日にはお邪魔をして、その関係も含めてよく拝見していただければいいかと思うのですが、今並行処理しているコンピュータの機器以外に、今度の本格的なコンピュータの機械は恐らく全然別なものじゃないかという気がするのです。よくわかりませんが、そういう新しい、新たなスペースをとらなければならぬというところ、それからその辺のところはいいかというところなんですか、今別の機械かどうかというところもまだ全然返事をいただいてないのですが、どうなんですか。

○稲葉政府委員 バックアップ用と登記所用と、二つ要るわけでございます。そうして、今までのところには当然登記所用のものが使われ、あともう一つスペースを設けてそこに仮バックアップセンター用のものをつくる、こういうことになるわけでございます。

○安藤委員 一遍よくその辺のところを頭に置いて見せていただいた上で、またこの点もお尋ねをしたいというふうに思うのですが、板橋の場合で

いきますと、全部この法案に従った本格的なコンピュータ化、全部国民に対応できる、要請に対応できるというふうになるのはいつごろになりますか。

○稲葉政府委員 今年度後半までには完全な形に持っていきたいというふうに思っております。

○安藤委員 そこで、登記所、出張所になるかと思うのですが、コンピュータの本体は置かないで端末機だけ置くことにしておる、そういう登記所もあるのですか。

○藤井(正)政府委員 原則としては各登記所ごとにそれぞれコンピュータを置きまして、独立完結的に処理をすることにいたすわけでございまして、けれども、登記の取り扱い事務量が非常に少ないところでは、そのことがかえって経費の面では効果とらえ合せて申しますとマイナスになるというところがございますので、そういう小規模の登記所においては、コンピュータ本体は置かないで端末機器を設置いたしまして、隣接の登記所のコンピュータと通信回線をつないで処理をするというのを考えております。

○安藤委員 大体それは幾つぐらい考えておられるのかということ、端末とそれに関連する機器だということになるのです、それはどういうふうなものを、今の煩雑でないところの登記所の話です、どういふような機器を置かれることになるわけですか。

○藤井(正)政府委員 登記簿の事件数で一定の線を引くわけでございます。件数であるところ、線を引まして、大体四百件以下は端末処理をするというふうな形に持っていくのが最も効率的ではなからうかというふうに今試算をしております。そこ、もう登録の受け付けから始まりまして校合に至るまでの全部の工程の処理ができる、そういう機能を備えた端末を設置するわけでございます。

○安藤委員 そこで、構想としては三段階で、中央の情報センター、それからバックアップセン

ター、それから登記所、こういう格好になるわけですが、そういう話を聞いておられるのですが、大体人数の配置は情報センターに何人、バックアップセンターに何人、登記所に何人と、どういうふう

に人数の配置を考えておられるのですか。  
○藤井(正)政府委員 バックアップセンターにつきましては、当面一局つまり一バックアップセン

ター当たり三人程度、移行対象庁がふえますとも

う少しふやさなければなりません、大体その程

度の要員を考えております。

また、登記情報センターにつきましては、これ

も移行の進展に応じて要員の必要数が変わっ

てまいります、最盛期、つまり全国の五十のバ

ックアップセンター全部が稼働するようになった

ときには三十五名程度が必要なのではないかとい

うふうに見ているところでございます。

○安藤委員 これは、新たにそれだけの人が要る

ということになるような気がするのですがね。バ

ックアップセンターは新たに設けるわけですし、

それから情報センターも新たに設けられるわけ

ですから、各登記所では、別に特別そういう人数を

ふやすというふうなことは必要ないのですか。あ

るいは考えておられないのですか。

○藤井(正)政府委員 各登記所では、コンピュ

ターを操作するオペレーターというものは必要が

ない、そういう仕組みになっております。

○安藤委員 今は情報センターの場合最盛期、そ

れからバックアップセンターの場合もそれぞれ

バックアップセンターの完了したときというふう

に理解しますが、そういう配置が最終的になると

いうことなのですが、移行作業をするのに、先

ほど外部委託というふうなこともおっしゃったの

ですが、外部委託の人をもちろん含めて、延べで

何人ぐらい完了までかかるだろう。あるいは徐々

れども、それは予算の関係もこれあり、そうとばか

りいかぬということもあるかもしれないが、や

はりそういう移行作業に延べ何人、人が必要な

だろうかというふうなことでおられるのですか。

○藤井(正)政府委員 これはなかなか難しいこと

でございます、延べ何人ぐらい……(安藤委員

「大ざっぱに」と呼ぶ)大ざっぱと申しまして、

ちよつと何人ぐらいということまでは算定いたし

かねます。

○安藤委員 いや、それは大体のことぐらいは考

えておられるのじゃないかと思うのですがね。そ

れじゃなかったら、十五年間ぐらいで全部完了す

るのだということを言っておられる、すると、何

人ぐらいで、これは次の機会にもお尋ねしたいと

思うのですが、だからそのためには予算の裏づけ

が一体どれだけのなんだということでしょう。する

と、国庫支出が幾らだとすれば、何だか知りませ

んよ、特会の関係もあるし、そこからどれだけひ

ねり出せるのかとか、あるいは手数料をどのくらい

上げなければ附けられないかとか、そういうよう

な計画がおりになるだろうと思うのですがね。

これは次回にお尋ねしますけれども、だから人数

の関係は延べどれぐらいかかるだろう、その人件

費はどれぐらいかかるだろう、外部委託するとす

ればどれだけかかるだろうとか、何かそういうよ

うな構想は持っておみえになるのだろうと思うの

ですが、今はお持ちでないのですか。

○藤井(正)政府委員 ちよつと現在わかりかねま

す。

○安藤委員 それは、しっかりとそこら辺までも

計画を立てて取りかかっていたかなければなら

ぬ事業だと思ふのです。だから、時間が参りまし

すけれども、また考えておってください。

時間が来ましたから、これで終わります。

○戸沢委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出頭を求め、意見を

聴取することにしたと存じますが、御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よつてさ

よう決しました。

なお、参考人の人選、出頭の日時につきまして

は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○戸沢委員長 御異議なしと認めます。よつてさ

よう決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。

午後五時十分散会

法務委員会議録第六号中正誤

ベシ 段行 誤 正

四 二末三 どここに置こうと どここに置こうぞ

同 第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正

八 三末 剽奪する 剽奪する、

二 三三 撫禁 拘禁

二 二末 次次 次次 次次

二 一三 次次 次次 次次

二 一四 確信を得て 確信を得て

元 二末 たのために そのために

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E

昭和六十三年四月二十七日印刷